

一戸町地域福祉計画（第3期）

2026（令和8）年度～2030（令和12）年度

2026（令和8）年3月

一戸町 ・ 一戸町社会福祉協議会

目次

第1章 計画策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景と目的.....	1
2. 計画の位置づけ.....	2
3. 関連計画の概要.....	4
4. 計画の概要（各章の構成）.....	7
5. 計画期間.....	8
6. 第2期計画のふりかえり.....	9
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題.....	10
1. 人口.....	10
2. 医療・福祉の社会資源.....	15
3. 地域福祉の現状.....	20
4. 地域福祉を取り巻く課題.....	28
第3章 地域福祉計画の理念と方針.....	30
1. 基本理念.....	30
2. 基本方針.....	30
3. 基本目標と施策の体系.....	31
第4章 施策と基本目標ごとの主な取り組み.....	32
1. 安心・安全な暮らしを支える環境づくり.....	32
(1) 包括支援体制によるネットワークの推進.....	33
(2) 地域で支える仕組みづくり.....	34
(3) 包括的支援体制の整備（第1期一戸町認知症施策推進計画）.....	35
2. 地域福祉を担う人づくり・地域づくり.....	36
(1) 地域活動の促進.....	37
(2) 住民参加の促進.....	38
(3) 意識啓発・人材育成.....	39
3. 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり.....	40
(1) 福祉サービスの普及啓発.....	41
(2) 身近な相談支援の充実.....	42
(3) 権利擁護の推進（第2期一戸町成年後見制度利用促進基本計画）.....	43
(4) 再犯防止の推進（第1期一戸町再犯防止推進計画）.....	46
第5章 社会福祉協議会の活動計画（一戸町地域福祉活動計画（第3期））.....	47
1. 計画策定の概要.....	47
2. 現状と課題.....	48
3. 基本理念.....	48
4. 基本方針と基本目標.....	48
5. 基本方針、施策体制に沿った事業の概要（重点事業）.....	49
第6章 計画の推進方策.....	58
1. マネジメントのあり方（計画の進捗管理）.....	58
2. 関連計画の施策との整合・連携.....	59
3. 包括的な支援体制による事業の推進.....	59

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の背景と目的

(1) 背景・課題

我が国の高齢化は急速に進行しており、高齢者を若者が支える社会保障システムから、健康で元気な高齢者にも支える側にまわってもらうことで成り立つ全世代型社会保障システムへの転換が必要といわれています。そのため、介護保険サービスや障害福祉サービス、保育サービス等を中心とした従来の社会システムの再構築を図り、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、助け合いながら暮らしていく地域共生社会の実現に向けた取り組みが今後ますます重要となります。

複雑化・複合化する地域生活課題が解決困難となっている要因の一つとして、地域・家庭・職場といった生活のさまざまな場において、支え合いの基盤が弱まってきていることが挙げられます。暮らしにおける人と人とのつながりが弱まるなかで孤立し、生活に困難を抱えながらも誰にも相談できない、あるいは、適切な支援に結びつかないこと等により、課題が深刻化しているケースが増えています。

このような中、国は地域共生社会の実現に向けた改革の一環として、2017（平成29）年5月に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法が改正され、2018（平成30）年4月に施行されました。これにより、それまで任意とされていた地域福祉計画の策定が努力義務化され、社会福祉に関する他の行政計画の内容を網羅する、いわゆる上位計画として位置付けられました。

一戸町（以下、「本町」という。）では、高齢化率が2024（令和6）年10月1日現在で46.2%に達し今後も上昇傾向は継続する見込みであります。2014（平成26）年12月に一戸町地域包括ケアシステム検討委員会を設置し、高齢者に限定しないすべての住民の生活を支えるしくみづくりについて検討を重ねてきたことを背景に、2016（平成28）年4月に第1期地域福祉計画（平成28年度から令和2年度まで）を策定し地域共生社会の実現に向けた取り組みを推進してきました。

(2) 目的・目指す姿

地域住民の多様なニーズに対して、保健、医療、福祉そのほかの生活全般にわたる総合的な取り組みが求められており、その実現には、行政サービスのみならず、民間によるサービスや民生委員・児童委員、地域住民自身による工夫、助け合い活動が総合的に機能することが大切です。今後は、すべての住民が、年齢や障がいの有無、社会的な立場や財産の多寡の状況等に関わらず、生涯にわたって、あるがままで地域に受け入れられ、安心して暮らし続けられるよう、生活基盤の整備が求められるとともに、町内会、ボランティア、NPO等の様々な主体が連携し、自助・互助・共助・公助の役割分担のもと、住民に身近な地域で福祉の様々な問題の解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

すべての住民が、人間性の回復と倫理観の確立に貢献し、当事者意識を持って地域福祉の向上に取り組みます。ひいては、このことこそが、本町の特性を踏まえた地域包括ケアシステムの構築につながるものと考えます。

一戸町地域福祉計画（以下、「本計画」という。）は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い住民の主体的な参加と協働によって、人がつながり、共に支え合い、いきいきと安心して暮らすことができる地域社会の実現を目的として策定します。一戸町総合計画に掲げる「元気で健やかに暮らせるまちづくり」を推進するため、ここに地域福祉における具体的な取り組みを示します。

2. 計画の位置づけ

（１）地域福祉計画の必要性と法的根拠

「地域福祉計画」とは、2000（平成12）年6月の社会福祉事業法等の改正により社会福祉法第107条に新たに規定された事項を根拠として策定される行政計画で、地域福祉推進の主体である地域住民等の参加を得て、地域生活課題を明らかにするとともに、その解決のために必要となる施策の理念や目標、体制等について、行政のみならず多様な関係機関や専門職も含めて協議しながら設定し、計画的に整備・推進していくことを内容とするものです。

本計画は、一戸町社会福祉協議会（以下、「町社協」という。）や各種関係機関・団体、そして地域住民一人ひとりが参画・協働することによって、地域福祉の推進が図られることを目的として活用されることが期待されます。

（２）地域福祉活動計画の性格

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が策定する、地域住民が直面する様々な生活課題・地域課題を、その地域に暮らす住民自らが理解・共有するとともに、住民同士が自主的・主体的に解決していく活動を推進するための行動計画です。

地域福祉活動を展開することにより、子どもからお年寄りまで、また、障がいがある人もない人も、地域に暮らすすべての人が、住みなれたまちにおいて、安心して、いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。

地域福祉を推進するにあたっては、その理念や仕組みを指し示す地域福祉計画と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画が、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開することが重要です。

本町においては、地域福祉推進の効果を上げるため、町が策定する地域福祉計画と一体的に策定しています。

（３）他計画との関係性

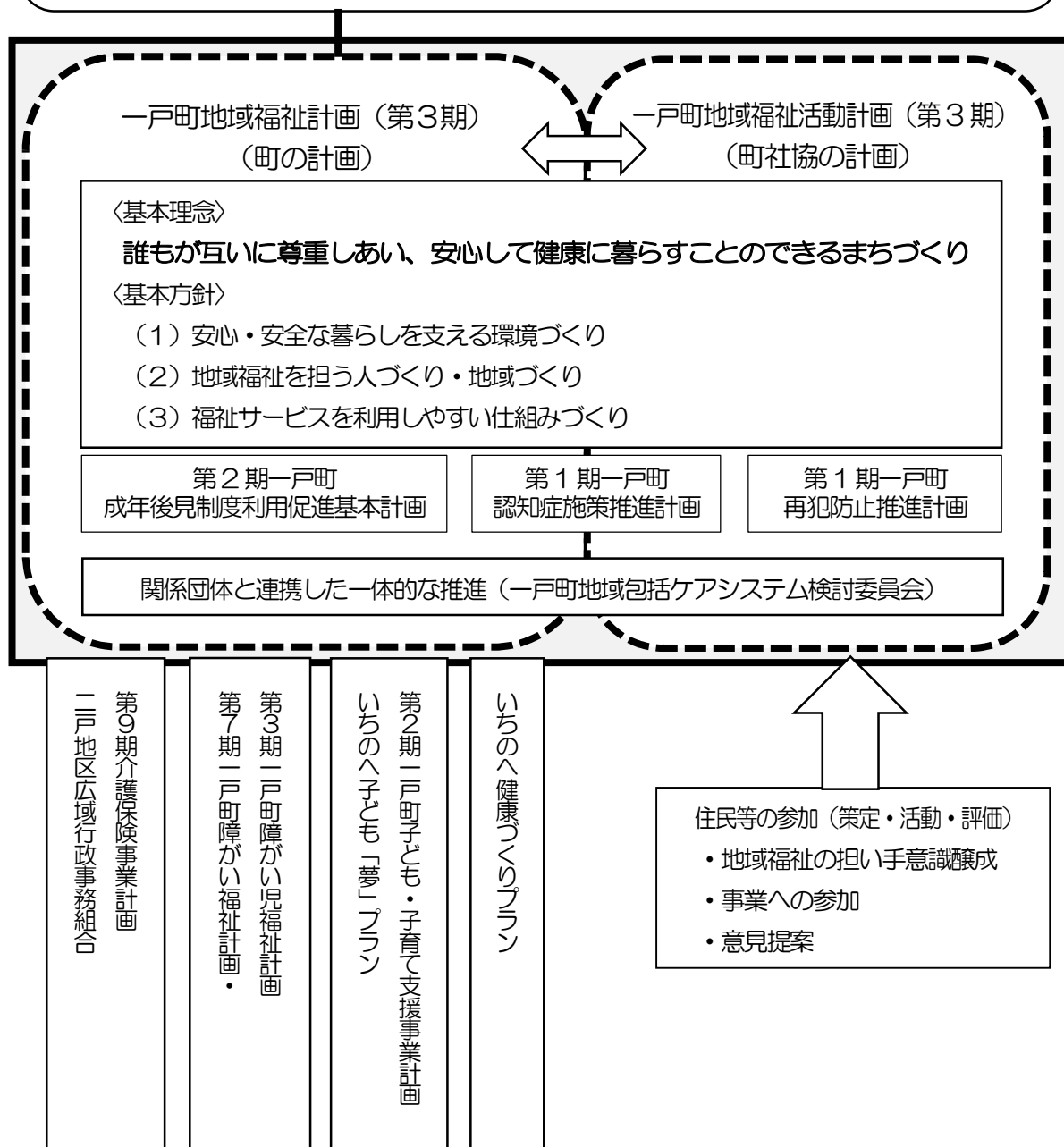
本計画は、一戸町総合計画を上位計画とし、保健福祉分野を推進するための総括的な計画で、個別計画に基づく施策を推進する上での共通の理念を示すものであると同時に、高齢者福祉、障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康増進等対象ごとの施策に関しては、それぞれの個別計画の施策、目標に基づいて推進していきます。各計画が改訂された際には、本計画もそれらを踏まえて運用するものとします。

また、本計画は、再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項の規定に基づき、具体的な施策を計画的に推進するために策定する「地方再犯防止推進計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」、成年後見制度の利用の促進に関する法律（成年後見制度利用促進法）に基づく「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものです。

一戸町総合計画 基本構想

2019（平成31）年度～2026（令和8）年度

基本目標⑤ 元気で健やかに暮らせるまちづくり



3. 関連計画の概要

(1) 一戸町総合計画 基本構想

計画	一戸町総合計画 基本構想（後期基本計画）
概要	この計画は一戸町の最上位計画であり、町の望ましい発展方向を設定するとともに、今後のまちづくりにおける町民の共通目標や町政の基本指針を明らかにするものです。基本構想（2019～2026 年度）、基本計画（2023～2026 年度）、実施計画（毎年度ローリングしながら3か年の計画）で構成されています。
基本理念	おおむね30年後に実現していきたい一戸町が目指す姿を描いた柱として、以下の3つの項目を定めています。 1. みんなが生き生きと繋がって賑わいをつくり出しているまち 2. みんなが自然や文化がもつ魅力を引き出しているまち 3. みんなが安心でき、これからも暮らし続けたいと思うまち
基本目標	①将来を担う人材を育むまちづくり ②人が集まり地域が活力にあふれるまちづくり ③産業の振興と仕事を創出するまちづくり ④歴史や文化を活かすまちづくり ⑤元気で健やかに暮らせるまちづくり ⑥生活しやすい環境が充実するまちづくり
計画期間	2019（平成31）年度～2026（令和8）年度

(2) 第9期介護保険事業計画（二戸地区広域行政事務組合）

計画	第9期介護保険事業計画
概要	介護保険制度が創設されて以降、要支援・要介護認定者数は増加を続けています。近年では、ヤングケアラーやダブルケアラー等多岐にわたる分野が関連する問題や、高齢者の一人暮らし・高齢者夫婦世帯・認知症高齢者の増加等、生活形態や支援ニーズが多様化している中で、医療と介護の連携を強化することで「地域包括ケアシステム」がより円滑に機能し、共に支え合いながら安心して暮らしていくことのできる地域共生社会の実現へと結びついていきます。併せて、人材の確保と育成、職場環境整備等の取り組みにも注力し、介護ニーズへの柔軟な対応と安定的な介護保険事業が持続可能となるよう、二戸地区広域行政事務組合にて策定されました。
基本方針	二戸広域では、「高齢者がいつまでも いきいきと幸せに暮らせる 安心な地域の実現」に向けて、高齢者を取り巻く環境の変化への対応、第8期計画までの施策における課題の分析等を踏まえながら今後3年間の介護保険事業の方向性を決定しています。
基本目標	地域包括ケアシステム（医療分野・福祉分野・保健分野・地域住民団体等が連携して質の高いサービスが総合的、継続的に提供されること）の深化・推進に向けた取り組みを進めます。 ・生きがいづくりと健康づくり、みんなで支え合う地域づくり、適正な介護サービスの提供体制づくり
計画期間	2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

(3) 第7期一戸町障がい福祉計画・第3期一戸町障がい児福祉計画

計画	第7期一戸町障がい福祉計画・第3期一戸町障がい児福祉計画
概要	本町においては、障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域社会で自立した生活ができる福祉のまちづくりを進めていくため、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画を一体的に作成し、障がい福祉サービス等の具体的な数値目標（成果目標及び見込量）を設定することで、障がい福祉サービス等の提供体制の確保や障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく業務の円滑な実施を目指していきます。
基本理念	住み慣れた地域で、自立し、安心・安全に暮らせるまちを創る
施策展開の方向性	1 地域生活を支える居宅サービスの充実 2 相談支援体制の充実 3 地域における暮らしの場の確保 4 就労支援の強化 5 療育体制の充実 6 権利を守る取り組みの推進 7 障がい者虐待の防止
計画期間	2024（令和6）年度～2026（令和8）年度

(4) 第2期一戸町子ども・子育て支援事業計画 いちのへ 子ども“夢”プラン

計画	第2期一戸町子ども・子育て支援事業計画 いちのへ 子ども“夢”プラン
概要	本町では、地域で安心して子育てができ、また、これからの社会を担っていく子どもたちが健やかに成長できるよう、また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援が円滑に実施できるよう「いちのへ子ども“夢”プラン～子ども・子育て支援事業計画～」(第1期計画)を策定し、総合的・計画的に推進してきました。この計画を引き継ぎ、さらなる充実をめざして「いちのへ子ども“夢”プラン～第2期一戸町子ども・子育て支援事業計画～」を策定したものです。
基本目標	一人ひとりの子どもを大切に、子どもの幸せを第一に考えるまちの実現
目指す子ども像	本町で生まれ育つ子どもたちは豊かな自然のもとで成長し、先人によって培われた優れた伝統を継承・発展させ、地域を振興し、豊かな感性や温かい愛情を次世代へ伝え、町の未来を担います。子どもは、かけがえのない存在、地域の宝です。この宝を守り育てるため、心身ともに健やかでたくましく成長できるよう、一人ひとりを大切に、子どもの幸せを第一に考えるまちを実現します。また、幼児期及び小学校低学年児の教育の充実を図る“一の教育”をもとに、目指す子ども像を掲げ、子どもたちのより具体的な育ちを支援します。 1. 健康でたくましい子 2. 心が安定し、心豊かな子 3. 夢の実現に向かってがんばる子
計画期間	2020（令和2）年度～2025（令和7）年度

(5) いちのへ健康づくりプラン

計画	いちのへ健康づくりプラン
概要	本町では、国が示す健康増進に関する基本的な方向性、食育基本法の制定による食育の推進、自殺対策基本法の改正による自殺総合対策大綱に沿って、「健康いちのへ 21 プラン」、「食育推進計画」、「一戸町自殺対策計画」をそれぞれ策定し、町民の健康増進の促進に取り組んできました。このたび、それぞれの計画が2024年3月に計画期間を終了していることから、社会情勢の変化をはじめ、国等の健康づくりに関する方針等を踏まえ、健康増進・食育・自殺対策の分野を総合的に取り組み、町民の健康づくりをより一層推進するために、「健康日本 21 地域計画」、「食育推進計画」、「自殺対策計画」が一体となった計画を策定しました。
基本理念	みんなが幸せで健康に暮らせる町 いちのへ
基本目標	基本目標は、基本理念の実現に向けて、住民一人ひとりが心身ともに健康で、元気に自立した生活をできる限り長く送ることができるよう、健康寿命の延伸とします。
基本方針	1 生涯を通じた健康づくり 2 生活習慣病の発症・重症化予防を中心とした健康づくり 3 健康をはぐくむ食育の推進 4 互いに気づかい支え合うこころの健康づくり 5 町民と行政との協働による健康づくり
計画期間	2025（令和7）年度～2035（令和17）年度

4. 計画の概要（各章の構成）

本計画は、6章構成となっています。

第1章「計画策定にあたって」では、計画策定の背景と目指す姿を示し、続けて他の関連計画に対する位置づけや計画期間等、計画の全体像を提示しています。

第2章「地域福祉計画を取り巻く現状と課題」では、町や住民の生活の現状と、社会資源の整備状況等について、各種統計データにて確認しています。

第3章「地域福祉計画の理念と方針」では、地域福祉を推進するにあたっての基本理念、基本方針、基本目標を提示しています。これらは、同時に町社協が策定する一戸町地域福祉活動計画と共有するものになります。

第4章「施策と基本目標ごとの主な取り組み」では、第3章で提示した基本理念、基本目標を実現するための施策の方向や主要な取り組みについてまとめています。

第5章「社会福祉協議会の活動計画（一戸町地域福祉活動計画）」は、町社協の行動計画となる地域福祉活動計画に該当する部分となります。本町では、地域福祉計画と地域福祉活動計画で基本理念、基本方針、基本目標を共有しながら、行政・民間が一体となって地域福祉の推進に取り組むこととしています。

第6章「計画の推進方策」は、計画の進捗管理について、マネジメントのあり方や計画推進に際しての各主体の役割についてまとめています。

一戸町町民憲章

わたし いちのへまち
私たちの一戸町は
めづ しぜん せんじん ひら ふうど はく はってん き
恵まれた自然と先人の拓いた風土に育まれ、発展してきました。
わたし ちょうみん
私たち町民は
このまちに生きる 喜 と誇りを持ち
さら ちから あ ゆた あか きょう ど
更に力を合わせ、豊かで明るい郷土をつくるため
ここに町民憲章を定めます。

1. みどりいっぱい 豊かなまちをつくりましょう
1. 幸せいっぱい 福祉のまちをつくりましょう
1. 若さいっぱい 健康のまちをつくりましょう
1. わく夢いっぱい 文化のまちをつくりましょう
1. 笑顔いっぱい 平和なまちをつくりましょう

5. 計画期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年とします。

計画名・計画期間	2024 令和6 年度	2025 令和7 年度	2026 令和8 年度	2027 令和9 年度	2028 令和10 年度	2029 令和11 年度	2030 令和12 年度	2031 令和13 年度
【総合計画】								
一戸町総合計画 基本構想 2027（令和9）年度～2036（令和18）年度								
【地域福祉】								
一戸町地域福祉計画〔第3期〕 2026（令和8）年度～2030（令和12）年度								
一戸町地域福祉活動計画 2026（令和8）年度～2030（令和12）年度								
岩手県地域福祉支援計画〔第4期〕 2024（令和6）年度～2028（令和10）年度								
【高齢者】								
二戸地区広域行政事務組合 第9期介護保険事業計画 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度								
いわていきいきプラン 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度								
【障がい者】								
第7期一戸町障がい福祉計画 ・第3期一戸町障がい児福祉計画 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度								
岩手県第7期障がい福祉計画 2024（令和6）年度～2026（令和8）年度								
【子ども・子育て】								
第3期一戸町子ども・子育て支援事業計画 2026（令和8）年度～2030（令和12）年度								
岩手県子ども・子育て支援事業支援計画 2025（令和7）年度～2029（令和11）年度								
【保健・医療】								
いちのへ健康づくりプラン 2025（令和7）年度～2035（令和17）年度								
健康いわて21プラン（第3次） 2024（令和6）年度～2035（令和17）年度								

6. 第2期計画のふりかえり

(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり

住民の抱える地域生活課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制だけでは解決できない問題も出てきているため、本町では、医療や介護、福祉、地域に係る様々な関係職種の連携を図り、高齢者等に一体的にサービスが提供できる仕組みである地域包括ケアシステムの構築・発展を図るため、2014（平成26）年12月より一戸町地域包括ケアシステム検討委員会を設置しています。同委員会は病院、警察、消防のほか、民生委員・児童委員、自主防災組織、老人クラブ、サロン代表者等で構成され、多様な連携で住民の生活を支えるしくみづくりについて、全体会、見守り部会、医療福祉連携部会、集いの場部会での検討、先進地視察研修を行い、地域のニーズや必要な資源について検討してきました。

2019（令和元）年度、訪問助け合い活動ボランティア養成講座を開催し、翌2020（令和2）年度には修了者で組織する「一戸町訪問助け合いボランティアすける'S」が生活支援を担う団体として活動を始めました。この団体は高齢者への生活支援、子育て世代や障がい者等支援を必要とする地域住民を対象とした活動を目的にしており、地域福祉を推進する大きな資源となっています。さらに、2023（令和5）年度には、ボランティア活動拠点施設「いちボラ+」が開設され、交流の場となっています。

(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり

ふれあいいきいきサロンや町地域保健福祉活動支援事業等に対して、活動支援を行っています。また、ふれあいいきいきサロン活動地区の代表者会議を行い、情報共有や地域課題の把握に努めています。地域活動を展開している団体に対しては、活動助成金を交付しています。

2019（令和元）年度シルバーリハビリ体操指導者における「シルリハー戸えがおの会」が立ち上がり、定期活動のほか、地域のサロンへ出向いて行っている活動が行われています。

住民主体による訪問型サービスBの立ち上げに向けた養成講座を実施し、また、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター養成講座を町内小学校や県立北桜高校の児童生徒を対象に実施してきました。

介護職員初任者研修を開催して、町内施設従事者における有資格介護人材の育成を図りました。

(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

総合相談機能の強化のため、障がいのある住民の地域生活の支援に取り組む二戸地域自立支援協議会相談支援部会へ地域包括支援センターの職員が参加し、また、町が設置する移行推進連絡会議において多職種で高齢障がい者の地域移行や制度移行等について協議を行う等、障害・高齢各分野の支援者・機関の交流を図りました。障がいのある住民に対する相談支援事業が適正かつ円滑に実施されることを目的とし、二戸地域4市町村の基幹相談支援センターである社会福祉法人等に当該事業を委託し、連携強化を図りながら必要な支援を行っています。

生活困窮者自立支援事業については、各種相談窓口の周知を行っています。

二戸地域4市町村が連携し、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターへ成年後見制度の利用促進を図る中核機関を委託しています。同センターでは法人後見に取り組むとともに、市町村事業としての相談支援や研修会の実施、市民後見人養成・フォローアップ事業を行い、また、ネットワーク会議を開催して福祉、保健、医療、司法等の関係機関と連携強化を図っています。さらに、普及啓発活動のため、市民セミナーの開催にも取り組んでいます。2021（令和3）年度、成年後見制度利用支援事業用要綱改正を行い、町長申立て以外のケースでも報酬助成を可能とする等、支援対象の拡大が図られました。

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1. 人口

(1) 総人口の推移、見通し

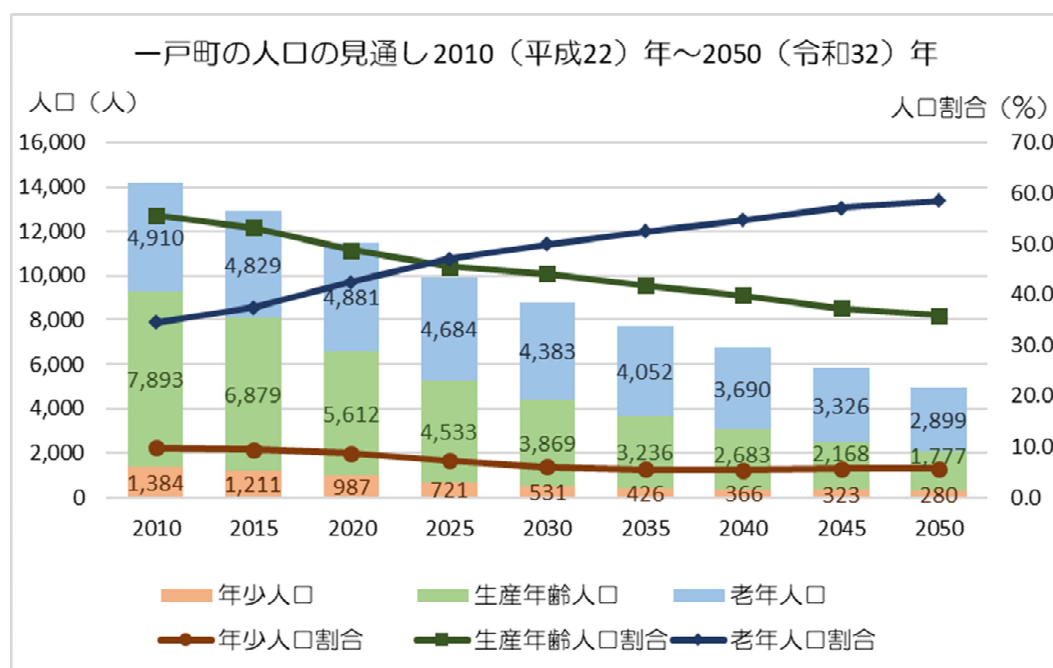
本町の人口は、近年、減少傾向で推移しており、2020（令和2）年の国勢調査による本町の人口は11,480人となっています。人口減少の要因としては、若年女性人口の減少、出生率の低迷、若者の県外流出が考えられています。

また、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2050（令和32）年までに本町の人口は4,956人となるとされています。人口減少は特に生産年齢人口で顕著で、これまでとは大きく異なる人口構造となることが見込まれています。

一戸町の人口推移と見通し

年	区分	総人口		年少人口		生産年齢人口		老年人口	
		人口（人）		人口（人）	割合（％）	人口（人）	割合（％）	人口（人）	割合（％）
2010		14,187		1,384	9.8	7,893	55.6	4,910	34.6
2015		12,919		1,211	9.4	6,879	53.2	4,829	37.4
2020		11,480		987	8.6	5,612	48.8	4,881	42.5
2025		9,938		721	7.3	4,533	45.6	4,684	47.1
2030		8,783		531	6.0	3,869	44.1	4,383	49.9
2035		7,714		426	5.5	3,236	41.9	4,052	52.5
2040		6,739		366	5.4	2,683	39.8	3,690	54.8
2045		5,817		323	5.6	2,168	37.3	3,326	57.2
2050		4,956		280	5.6	1,777	35.9	2,899	58.5

資料：国勢調査（2010～2020）、国立社会保障・人口問題研究所（2025～2050）

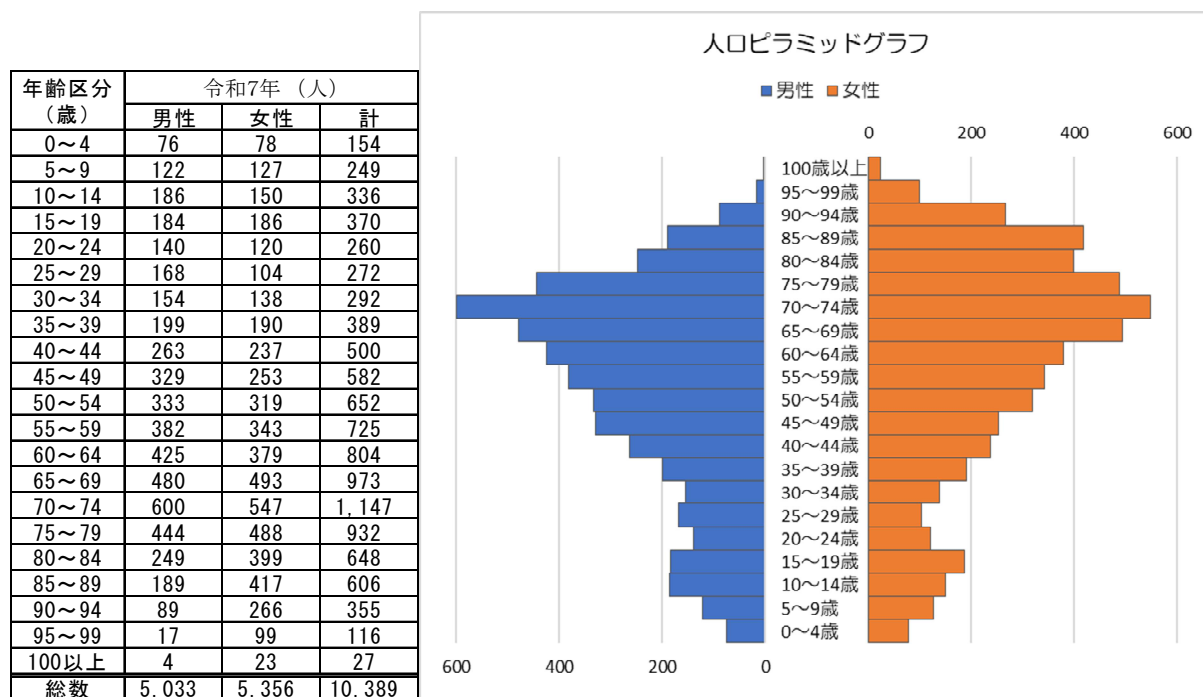


資料：国勢調査（2010～2020）、国立社会保障・人口問題研究所（2025～2050）

（２）５歳階級別男女別人口

2025（令和7）年の住民基本台帳（一戸町）による5歳階級別の人口をみると、男女ともに「70～74歳」が最も多く、男性で600人、女性で547人となっています。また、女性の長寿傾向が目立ち、95～99歳が99人、100歳以上が23人で合わせて122人おり、これは男性の21人に対して5.8倍となっています。

若い世代については、男女共に40歳未満は、各階級で200人を下回っており、特に、男女ともに10歳未満及び女性の「20～24歳」では150人を下回っています。



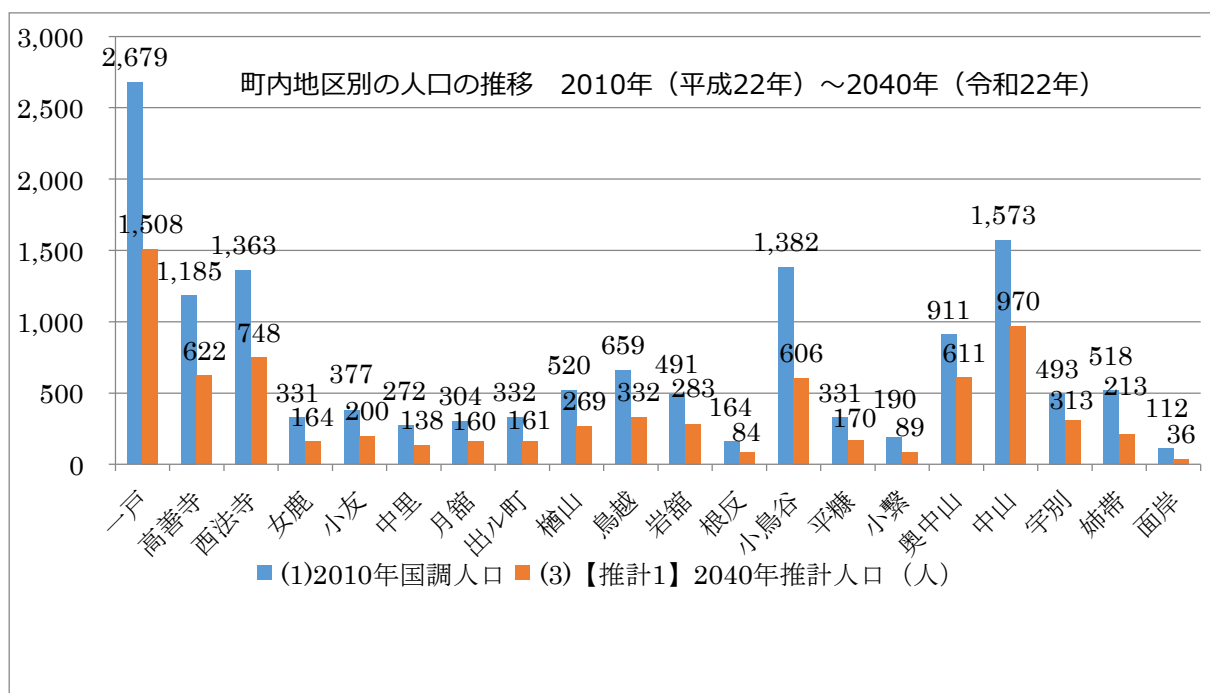
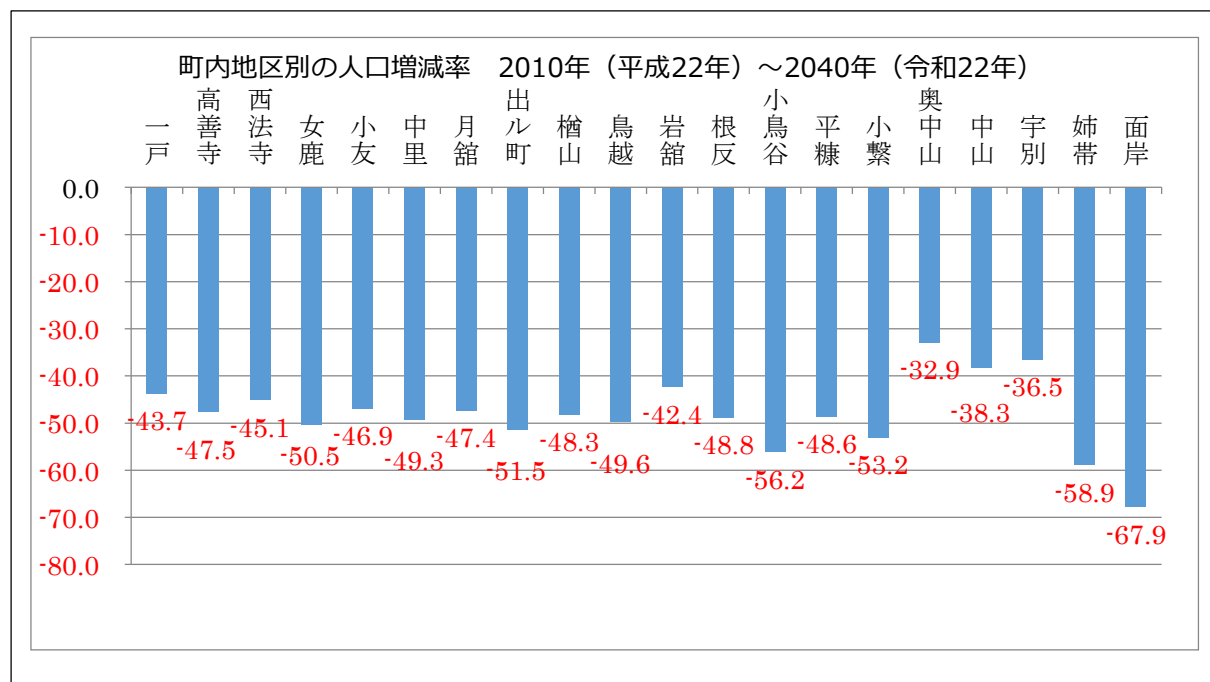
資料：一戸町「住民基本台帳」年齢階級別人口（令和7年9月30日）

(3) 地区別人口

地区別人口については、今後、町内の全地区で人口減少が見込まれています。

社人研の推計によると、2040（令和22）年には、町内の全地区で人口が減少しているの見込まれており、最も人口減少率が高いのは、面岸地区で△67.9%、最も低いのは奥中山地区で、△32.9%となっています。

小鳥谷地域一帯は、小鳥谷地区△56.2%、小繋地区△53.2%、姉帯地区△58.9%、面岸地区△67.9%と比較的減少率が高くなっています。また、奥中山地域は、奥中山地区△32.9%、中山地区△38.3%、宇別地区△36.5%と比較的低い地域となっています。



資料：『一戸町人口ビジョン・総合戦略』より

(4) 要援護高齢者世帯

一人暮らし高齢者や高齢者世帯数について、過去5年間の推移を見ると、横ばいまたは微増傾向で推移しています。また、寝たきり高齢者については、減少傾向で推移しています。

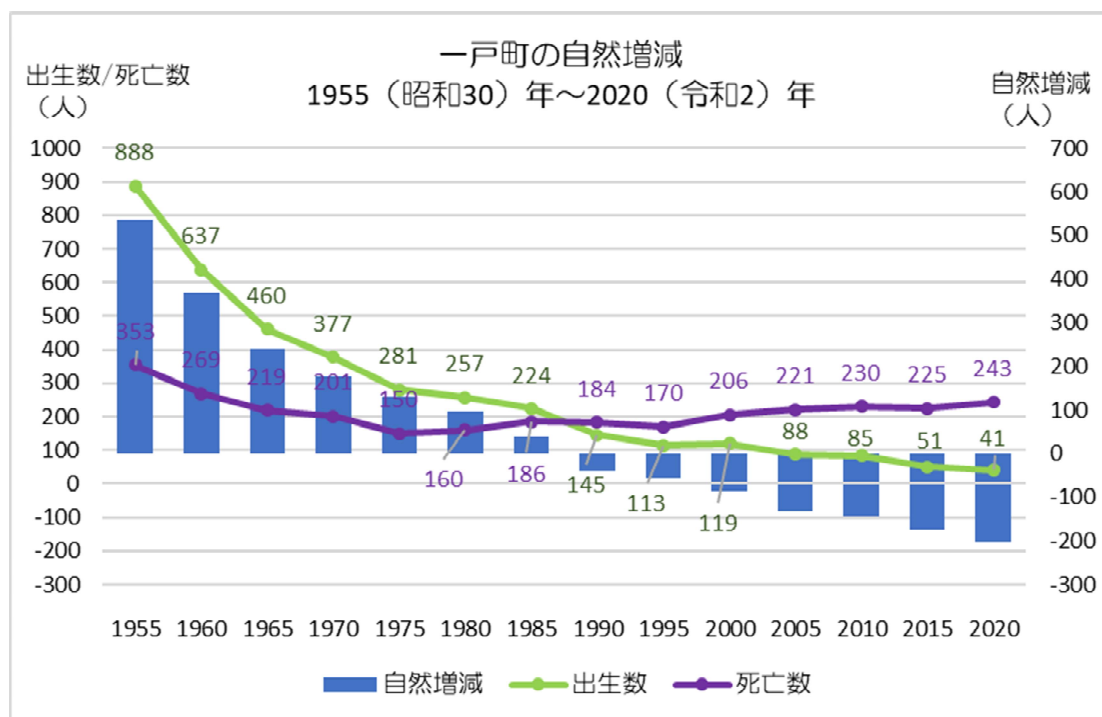
要援護高齢者世帯の状況

年度		2021 令和3年度		2022 令和4年度		2023 令和5年度		2024 令和6年度		2025 令和7年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
一人暮らし 高齢者	一戸	333	44%	342	42%	352	42%	364	43%	345	42%
	鳥海	94	12%	107	13%	112	13%	114	13%	113	14%
	浪打	108	14%	108	13%	122	14%	114	13%	113	14%
	小鳥谷	104	14%	126	15%	125	15%	127	15%	135	16%
	奥中山	83	11%	85	10%	81	10%	77	9%	76	9%
	姉帯	41	5%	54	7%	50	6%	51	6%	49	6%
	計	763	100%	822	100%	842	100%	847	100%	831	100%
寝たきり 高齢者	一戸	61	50%	57	53%	50	53%	35	49%	30	53%
	鳥海	11	9%	7	6%	9	10%	4	6%	2	4%
	浪打	15	12%	15	14%	9	10%	7	10%	3	5%
	小鳥谷	9	7%	11	10%	8	9%	8	11%	6	11%
	奥中山	23	19%	16	15%	16	17%	15	21%	13	23%
	姉帯	3	2%	2	2%	2	2%	3	4%	3	5%
	計	122	100%	108	100%	94	100%	72	100%	57	100%
高齢者 世帯	一戸	257	42%	264	41%	274	40%	271	40%	259	39%
	鳥海	72	12%	71	11%	69	10%	68	10%	69	10%
	浪打	80	13%	97	15%	116	17%	118	17%	117	18%
	小鳥谷	96	16%	114	18%	115	17%	113	17%	113	17%
	奥中山	68	11%	66	10%	64	9%	66	10%	70	10%
	姉帯	38	6%	38	6%	44	6%	43	6%	40	6%
	計	611	100%	650	100%	682	100%	679	100%	668	100%

資料：一戸町社会福祉協議会（各年7月1日現在）

(5) 自然増減の推移

自然増減の推移を見ると、1980年代後半を境に、出生数を死亡数が上回り、自然増が自然減に転じており、その後は自然減の傾向で推移しています。



資料：岩手県「人口移動報告年報」（第9表 市町村別自然動態）

2. 医療・福祉の社会資源

(1) 医療機関

町内の医療機関として、病院・診療所・クリニック、歯科医院、調剤薬局が開設されています。

医療機関

区分	名称
病院・診療所・クリニック	一戸病院（認知症疾患医療センター） いちのへ内科クリニック 一戸森眼科 小野寺内科医院 小鳥谷診療所 松井内科医院
歯科医院	岩淵歯科医院 奥中山高原歯科クリニック 小野寺歯科医院 こしみず歯科クリニック ぽっぽ歯科クリニック
調剤薬局	アイン薬局一戸店 かめちゃん調剤薬局 つくし薬局一戸店 つくし薬局向町店 めぐみ薬局

資料：一戸町福祉課調べ（2025（令和7）年10月現在）（50音順）

(2) 介護保険サービス事業者

町内の介護予防サービスまたは介護サービス事業所は、以下の通りです。

指定居宅介護支援事業所

名 称	所在地
一戸町社協指定居宅介護支援事業所	一戸字砂森
居宅介護支援事業所にこトピア一戸	一戸字向町
慶寿園指定居宅介護支援事業所	姉帯字下村
サンプルク居宅介護支援サービス	小鳥谷字野中

資料：一戸町福祉課調べ（2025（令和7）年10月現在）（50音順）

介護（介護予防）サービス事業者

サービス	事業所名
訪問介護	株式会社結愛サービス公社 居宅介護「れもん」事業所 ヘルシーパートナーなごみ
訪問看護	一戸病院
通所介護	株式会社結愛サービス公社 慶寿園デイサービスセンター こずやサンプルクデイサービス デイサービスセンターにこトピア一戸
短期入所生活介護	一戸町特別養護老人ホーム 一戸町有料老人ホーム 株式会社結愛サービス公社 慶寿園指定短期入所生活介護事業所 地域密着型慶寿園指定短期入所生活介護事業所
短期入所療養介護	こずやサンプルク
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム慶寿園
介護老人保健施設	こずやサンプルク
認知症対応型共同生活介護	麗の郷なごみ にこトピア一戸
地域密着型通所介護	慶寿園プラザほか
地域密着型介護老人福祉施設	一戸町特別養護老人ホーム 地域密着型特別養護老人ホーム慶寿園

資料：一戸町福祉課調べ（2025（令和7）年10月1日現在）（50音順）

(3) 障がい福祉サービス事業者

町内の障がい福祉サービス事業所として、以下の事業所があります。

障がい福祉サービス事業者

区 分		事業所
訪問系	居宅介護	株式会社結愛サービス公社 居宅介護「れもん」事業所 よされステーション「ゆらり」 結カフェ居宅介護事業所
	重度訪問介護	居宅介護「れもん」事業所
	同行援護	よされステーション「ゆらり」
	行動援護	居宅介護「れもん」事業所
入所施設	入所施設	中山の園やまゆり 中山の園りんどう 中山の園かたくり 中山の園つつじ 中山の園こぶし 指定障害者支援施設 奥中山学園
	短期入所	奥中山学園 やまゆり短期入所事業所 りんどう短期入所事業所 かたくり短期入所事業所 つつじ短期入所事業所 こぶし短期入所事業所 指定短期入所事業美空事業所
グループホーム	グループホーム	共同生活介護「美空」事業所 共同生活介護事業所「中山の園」 一体型共同生活介護事業所「のぞみ」 カナンの園ののさわ 共同生活サポート「結」
日中活動系	生活介護	中山の園やまゆり 中山の園りんどう 中山の園かたくり 中山の園つつじ 中山の園こぶし 多機能型事業所きらぼし 生活介護事業シャローム事業所 生活介護事業所「ほほえみ」 指定障害者支援施設 奥中山学園 ふたば 小さき群の里

	就労支援 A 型	カナン牧場 多機能型事業所きらぼし
	就労支援 B 型	就労継続支援 B 型ほっとワークのぞみ 奥中山高原 結カフェ 就労継続支援 B 型事業ウィズ事業所 小さき群の里 障害福祉サービス事業所「ワークなかやま」 L E T ' S GOここプロ 多機能型事業所きらぼし
	就労定着支援	障害福祉サービス事業所「ワークなかやま」
自立生活援助	自立生活援助	自立生活援助事業むつび事業所
相談支援	一般相談支援	相談支援事業所「中山の園」
	特定相談	相談支援事業所「中山の園」 相談支援事業所「むつび」
障がい児支援	入所施設	奥中山学園
	通所支援	多機能型事業所 ゆいまある
	相談支援	相談支援事業所「中山の園」 相談支援事業所「むつび」

資料：岩手県「指定障害福祉サービス事業所・障害福祉施設一覧（2025（令和7）年8月1日）」

岩手県「指定障害児入所施設・障害児支援事業所一覧（2025（令和7）年9月1日）」

(4) 認定こども園・保育所等

町内の認定こども園、保育所、学童クラブは、以下のとおりです。

認定こども園・保育所等

区分	名称
保育所型認定こども園	いちのへじょうもんの里こども園 小鳥谷ふじの花こども園 奥中山みどりの森こども園
保育所	一戸子供の家保育園
学童クラブ	一戸学童クラブ 一戸南学童クラブ 小鳥谷学童クラブ 奥中山学童クラブ

資料：一戸町ホームページ（2025（令和7）年10月現在）

3. 地域福祉の現状

(1) 民生委員・児童委員の数

町内の民生委員・児童委員数は、以下のとおりです。

一戸町の民生委員・児童委員、主任児童委員

区 分	民生委員 ・児童委員	主任児童委員
一戸地区	18 名	3名
鳥海地区	11 名	
浪打地区	8 名	
小鳥谷・姉帯地区	13 名	
奥中山地区	9 名	
合 計	59 名	3名

資料：一戸町福祉課（2025（令和7）年12月1日）

(2) 民生委員・児童委員、主任児童委員相談・支援内容

民生委員・児童委員による活動内容は、以下のとおりです。

一戸町で行われている民生委員・児童委員の活動

区 分	活 動
活動内容	要援護者見守り活動 福祉に関する相談受付 各地域福祉活動への参加 高齢者いきいきサービス事業協力 新入学児童入学祝い品贈呈事業協力 高齢者実態調査協力 敬老会事業協力 赤い羽根共同募金運動、歳末たすけあい運動協力 行政、社協、他専門機関との連絡調整及び情報交換 研修事業実施 その他

資料：一戸町福祉課調べ（2025（令和7）年10月現在）

(3) 一戸町「住民の集いの場」に関する各種事業実施団体

町内の各地区で行われている介護予防事業・サロン事業等は、下表のとおりです。

「住民の集いの場」に関する各種事業実施状況

《一戸・浪打地区》

No.	事業名	実利用団体数	延べ利用人数	担当機関
1	一戸町地域保健福祉活動支援事業	6	335	一戸町福祉課
2	一戸地区センター利用団体	202	16,004	一戸町生涯学習・協働推進課
3	そよかぜ学級	11	325	一戸町生涯学習・協働推進課
4	ふれあい・いきいきサロン助成事業	10	2,258	一戸町社会福祉協議会
5	一戸町「ゆいっこ」活動資金助成事業	9	988	一戸町社会福祉協議会
6	一戸町ボランティア活動拠点いちボラ+	10	798	一戸町社会福祉協議会
7	コミュニティセンター利用団体	19	5,516	特定非営利活動法人いちのへ文化・芸術NPO
	合 計	267	26,224	

《奥中山地区》

No.	事業名	実利用団体数	延べ利用人数	担当機関
1	奥中山地区介護予防拠点施設お達者かあ〜ん運営協議会	1	386	一戸町福祉課
2	奥中山地区センター利用団体	108	10,278	一戸町生涯学習・協働推進課
3	そよかぜ学級	5	177	一戸町生涯学習・協働推進課
4	ふれあい・いきいきサロン助成事業	2	398	一戸町社会福祉協議会
5	一戸町「ゆいっこ」活動資金助成事業	3	112	一戸町社会福祉協議会
	合 計	119	11,351	

《小鳥谷・姉帯地区》

No.	事業名	実利用団体数	延べ利用人数	担当機関
1	一戸町地域保健福祉活動支援事業	1	32	一戸町福祉課
2	小鳥谷地区センター利用団体	35	7,125	一戸町生涯学習・協働推進課
3	そよかぜ学級	6	226	一戸町生涯学習・協働推進課
4	ふれあい・いきいきサロン助成事業	3	584	一戸町社会福祉協議会
5	一戸町「ゆいっこ」活動資金助成事業	1	39	一戸町社会福祉協議会
	合 計	46	8,006	

《鳥海地区》

No.	事業名	実利用団体数	延べ利用人数	担当機関
1	鳥海地区介護予防拠点施設翔遊館運営協議会	1	150	一戸町福祉課
2	そよかぜ学級	7	299	一戸町生涯学習・協働推進課
3	ふれあい・いきいきサロン助成事業	2	216	一戸町社会福祉協議会
4	一戸町「ゆいっこ」活動資金助成事業	1	10	一戸町社会福祉協議会
	合 計	11	675	

資料：一戸町社会福祉協議会（2024（令和6）年度実績）

(4) ボランティア、NPOの状況

町内のボランティア活動団体やNPO団体の概要は、以下のとおりです。

ボランティア活動団体一覧

No.	団体名	活動内容
1	一戸町社会福祉協議会 外出支援サービスボランティア	他の交通手段では移動が困難な町内の高齢者等の通院送迎
2	一戸町社会福祉協議会 宅配食事サービスボランティア	町内の障がい者や65歳以上の高齢者世帯(単身世帯含む)で調理が困難な方への弁当配達及び安否確認
3	一戸町訪問助け合いボランティア すける's	町内の高齢者等への生活支援や見守りを主とした訪問活動、地域交流イベントへの協力
4	シルバーハー戸えがの会	シルバーリハビリ体操を用いた介護予防の普及
5	オレンジカフェさくらの会	認知症カフェの運営、お買い物支援、普及啓発イベントの実施
6	一戸町教育委員会スクールガード	町内の小学校に通う児童の登下校時の見守り
7	日本赤十字社一戸町分区協賛委員	日赤活動資金、寄付金、募金活動
8	一戸町民生児童委員協議会	一戸町生きがい通所事業等各種民児協行事への協力、地域の見守り
9	永代町老人クラブ永寿会	地域の清掃、草取り、草刈、花壇整備、サロン活動
10	下櫛山部落会	地域の清掃、草取り、草刈、会員の交流
11	おはなしボランティア	小学校や保育施設、イベント等での読み聞かせ
12	小鳥谷地域振興会	地域の清掃、草取り、草刈、会員の交流
13	鳥海ボランティア高森会	地域の清掃、草取り、草刈、会員の交流
14	一戸南小学校地域ボランティア 「南っ子応援隊」	児童への学習支援、校内の環境整備
15	関屋町内会	地域の清掃、草取り、草刈、会員の交流
16	一戸町食生活改善推進協議会	地域、学校、保育施設における食育推進活動
17	社会福祉法人泉の園 地域活動支援センターのぞみ	道路や公園のごみ拾い等
18	社会福祉法人カナンの園	障がい福祉事業所における利用者支援の補助
19	奥中山学園るんだるんだまつり	地域交流イベントへの協力
20	岩手県立児童館いわて子どもの森	子どもとの交流
21	特定非営利活動法人いちのへ文化・芸術 NPO	地域おこし、健康づくりに関する活動
22	社会福祉法人岩手県社会福祉事業団中山の園	障がい福祉施設と地域との交流
23	一戸町老人クラブ連合会	シニアスポーツ大会の実施
24	奥中山高原クラブ	こども食堂の実施

資料：一戸町社会福祉協議会ボランティア活動及び行事保険団体加入者名簿（2025（令和7）年10月1日時点）

NPO団体一覧

No.	団体名	法人設立認証年月日	活動分野
1	特定非営利活動法人いちのへ文化・芸術NPO	2004（平成16）年 3月11日	社会教育／まちづくり／学術・文化・芸術・スポーツ／子どもの健全育成
2	特定非営利活動法人「きらぼし」	2007（平成19）年 3月12日	保健・医療・福祉
3	特定非営利活動法人NPO スポーツウェルネス	2011（平成23）年 2月23日	保健・医療・福祉／社会教育／学術・文化・芸術・スポーツ／子どもの健全育成

資料：内閣府NPOホームページ

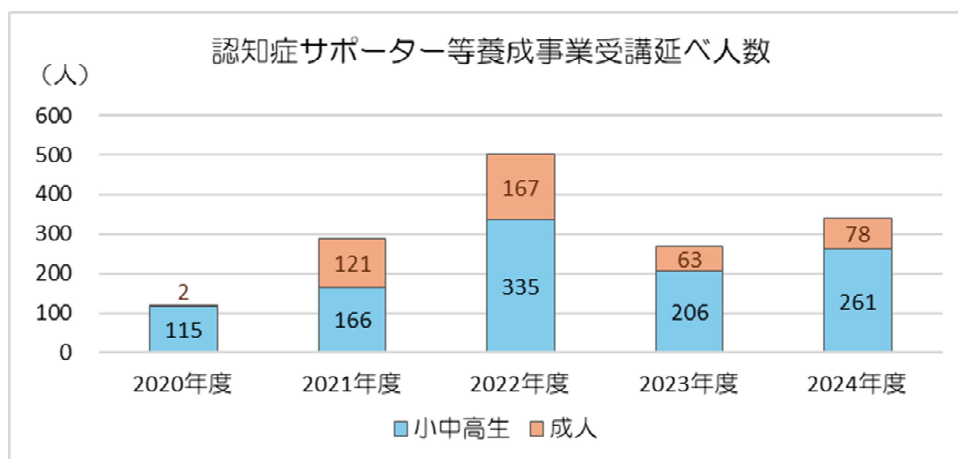
(5) 認知症の理解と地域支援の状況

認知症サポーター等養成事業受講実績

(人)

No.	年度	対象	内容	受講 人数	(内訳) 学生 小中高生	(内訳) 成人
1	2020 (令和2) 年度	一戸町立奥中山小学校	認知症サポーター養成講座	20	18	2
2		岩手県立一戸高等学校	認知症サポーター養成講座	97	97	0
3	2021 (令和3) 年度	地域住民	VR認知症プロジェクト	120	0	120
4		岩手県立一戸高等学校	認知症サポーター養成講座	54	54	0
5		一戸町保育施設保護者会連絡協議会	認知症サポーター養成講座	96	96	0
6		一戸町立奥中山小学校	認知症サポーター養成講座	17	16	1
7	2022 (令和4) 年度	小島谷地域住民	VR認知症プロジェクト	32	0	32
8		岩手県立一戸高等学校	認知症サポーター養成講座	89	75	14
9		来田明生会	認知症サポーター養成講座	8	0	8
10		中田ほさな会	認知症サポーター養成講座	23	0	23
11		一戸町立奥中山小学校	認知症サポーター養成講座	23	20	3
12		一戸町立一戸中学校	認知症サポーター養成講座	191	175	16
13		ジョイスー戸店	認知症サポーター養成講座	10	0	10
14		一戸町立小島谷小学校	認知症サポーター養成講座	17	12	5
15		平糠地域振興会	認知症サポーター養成講座	20	0	20
16		一戸町立図書館	認知症サポーター養成講座	9	0	9
17		一戸町立一戸小学校	認知症サポーター養成講座	40	34	6
18		小繋田子いきいきサロン	認知症サポーター養成講座	15	0	15
19		一戸町立鳥海小学校	認知症サポーター養成講座	25	19	6
20	2023 (令和5) 年度	一戸町立奥中山小学校	認知症サポーター養成講座	18	17	1
21		岩手県立一戸高等学校	VR認知症プロジェクト (ステップアップ講座)	75	71	4
22		岩手県立一戸高等学校	認知症サポーター養成講座	70	66	4
23		奥中山地域住民	VR認知症プロジェクト	9	3	6
24		奥中山地域住民	VR認知症プロジェクト	20	0	20
25		二戸警察署	VR認知症プロジェクト (ステップアップ講座)	25	0	25
26		一戸町立一戸小学校	認知症サポーター養成講座	36	35	1
27		一戸町立一戸南小学校	認知症サポーター養成講座	16	14	2
28	2024 (令和6) 年度	アイン薬局一戸店	認知症サポーター養成講座	12	0	12
29		一戸町立小島谷小学校	認知症サポーター養成講座	7	5	2
30		二戸市立石切所小学校	認知症サポーター養成講座	39	38	1
31		岩手県立北桜高等学校	VR認知症プロジェクト (ステップアップ講座)	120	120	0
32		岩手県立北桜高等学校	認知症サポーター養成講座	64	64	0
33		鳥海地域住民	VR認知症プロジェクト	17	0	17
34		地域住民	VR認知症プロジェクト	43	0	43
35		一戸町立一戸小学校	認知症サポーター養成講座	28	27	1
36		一戸町立一戸南小学校	認知症サポーター養成講座	9	7	2

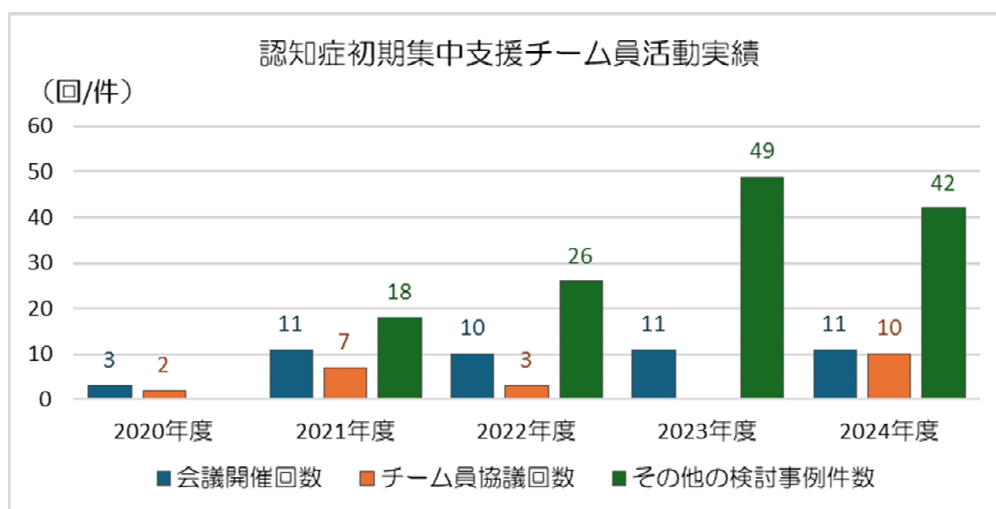
資料：一戸町社会福祉協議会



認知症初期集中支援チーム員活動実績（延べ）

No.	年度	会議開催回数	チーム員協議回数	その他の検討事例件数
1	2020（令和2）年度	3	2	0
2	2021（令和3）年度	11	7	18
3	2022（令和4）年度	10	3	26
4	2023（令和5）年度	11	0	49
5	2024（令和6）年度	11	10	42

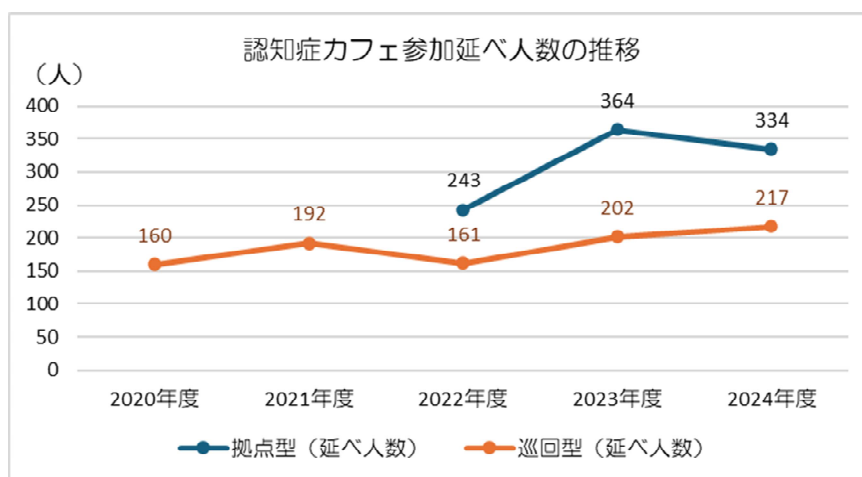
資料：一戸町社会福祉協議会



認知症カフェ開催実績

No.	年度	内 容	回数（延べ）	人数（延べ）
1	2020	拠点型（一戸町コミュニティセンター会場）	10	—
2	（令和2）年度	巡回型（町内5地域）	10	160
3	2021	拠点型（一戸町コミュニティセンター会場）	11	—
4	（令和3）年度	巡回型（町内5地域）	10	192
5	2022	拠点型（一戸町コミュニティセンター会場）	12	243
6	（令和4）年度	巡回型（町内5地域）	10	161
7	2023	拠点型（一戸町コミュニティセンター会場）	12	364
8	（令和5）年度	巡回型（町内5地域）	10	202
9	2024	拠点型（一戸町コミュニティセンター会場）	12	334
10	（令和6）年度	巡回型（町内5地域）	11	217

資料：一戸町社会福祉協議会 （— 欄は、人数把握できなかったもの）

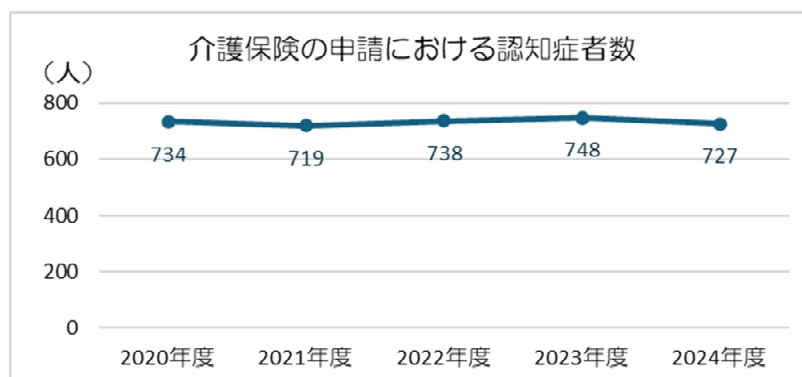


介護保険の申請における認知症者数 (人)

No.	年度	人数
1	2020（令和2）年度	734
2	2021（令和3）年度	719
3	2022（令和4）年度	738
4	2023（令和5）年度	748
5	2024（令和6）年度	727

注：介護保険の申請において認知症高齢者の日常生活自立度がⅡa以上の人数

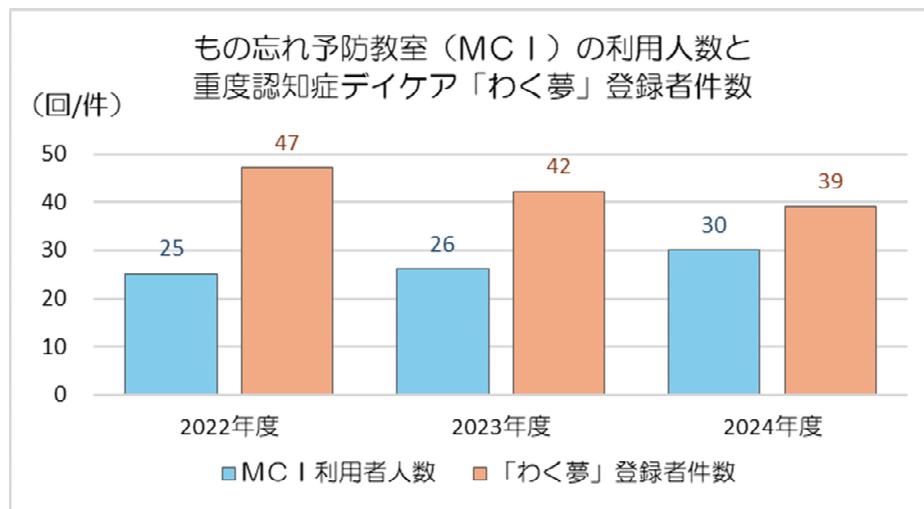
資料：一戸町福祉課調べ



認知症疾患医療センターにおけるもの忘れ予防教室（MCⅠ）の利用者人数と
重度認知症デイケア「わく夢」登録者件数

年度	MCⅠ利用者人数（人）	「わく夢」登録者件数（件）
2022年度	25	47
2023年度	26	42
2024年度	30	39

資料：一戸町社会福祉協議会（人数は各年度末時点）



(6) 成年後見制度の状況

成年後見制度の利用者数（一戸町）

（単位：名）

区 分	2017 (平成29) 年	2018 (平成30) 年	2019 (平成31) 年	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)
後 見	40	45	48	61	54	52
保 佐	10	13	14	18	17	19
補 助	0	1	2	4	4	5
任意後見	0	0	0	0	0	0
合 計	50	59	64	83	75	76

資料：岩手県地域福祉課

成年後見制度の利用者数（二戸管内）

区 分	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町
後 見	23	8	2	52
保 佐	18	5	0	19
補 助	1	0	0	5
任意後見	0	0	0	0
合 計	42	13	2	76

資料：岩手県地域福祉課（2024（令和6）年12月31日）

日常生活自立支援事業の契約状況（一戸町）

（単位：名）

区 分	2020（令和2）年 3月31日時点	2022（令和4）年 7月31日時点	2024（令和6）年 7月31日時点	2025（令和7）年 7月31日時点
契約者数	30	32	30	27

資料：一戸町福祉課

日常生活自立支援事業の契約状況（二戸管内）

（単位：名）

区 分	二戸市	軽米町	九戸村	一戸町	合 計
契約者数	36	3	0	27	66

資料：一戸町福祉課（2025（令和7）年7月31日）

日常生活自立支援事業の契約者状況

（単位：名）

区 分	認知症	知的障がい	精神障がい	その他	合 計
契約者数	9	8	9	1	27

資料：一戸町福祉課（2025（令和7）年7月31日）

4. 地域福祉を取り巻く課題

（１）地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制整備の推進

町では地域包括支援センター、町福祉部門・保健部門がそれぞれの担当窓口で住民の相談に応じるとともに、一戸町在宅医療推進会議やNPO 法人カシオペア医療介護支援センターが設置され、町内連携と広域連携に向け取り組んできました。また、総合相談機能の強化のため、障がいのある住民の地域生活の支援に取り組む二戸地域自立支援協議会相談支援部会へ高齢者の地域生活の支援を担う地域包括支援センターの職員が参加し、さらに、町が設置する移行推進連絡会議において地域包括支援センター、行政障害福祉担当、障害者グループホーム職員、介護支援専門員での高齢障がい者の地域移行や制度移行等について協議を行う等、障害・高齢各分野の支援者・機関の交流を図りました。

一方で、地域生活課題を抱える住民に対する身近な相談支援の充実を図ることが求められている中で、町では各種相談窓口の周知を行ってはいますが、若い世代への啓発等必ずしも十分ではないことから、包括的な相談支援体制整備とともに普及啓発の推進に向けた取り組みが今後の課題となっています。また、ICT（kintone：キントーン）を活用した連携は町内医療機関や介護事業所等での活用が進んでいない状況であり、推進に向けたさらなる取り組みが求められます。

（２）認知症施策の推進

町では2019（平成31）年度から配置した認知症地域支援推進員を2023（令和5）年度には増員を図り、地域課題となっている認知症高齢者の生活を支える支援体制の充実を図っています。また、認知症サポーター養成講座やキャップハンディ体験講座を町内小学校、北桜高校で行い、若い世代からの意識啓発に努めるとともに、介護の仕事の魅力発信にも取り組んでいます。

そのような中、2024（令和6）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症施策推進基本計画で定められた「新しい認知症観」に基づき、実情に即した市町村認知症施策推進計画を定めるよう努めることとされました。町としては、地区や年齢層によって認知症カフェやセミナーの開催等認知症理解の取り組みに温度差があること、さらに、介護職員に加え介護支援専門員の確保が困難となっていること等、在宅福祉を担う人材の確保・育成が認知症施策推進に向けての最重要課題となっています。

（３）権利擁護の推進

認知症の方や障がいのある方が地域で自分らしく生活を維持継続していくためには本人の意思を尊重してそれを実現する仕組みが必要です。その一環として町では他の二戸地域市町村と連携し、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターへ成年後見制度の利用促進を図る中核機関を委託しています。カシオペア権利擁護支援センターでは法人後見に取り組むとともに、市町村事業としての相談支援や研修会の実施、市民後見人養成・フォローアップ事業を行い、また、ネットワーク会議を開催して福祉、保健、医療、司法等の関係機関と連携強化を図っています。さらに、親族後見人、市民後見人、専門職後見人へのサポート業務、制度の普及啓発活動のため市民セミナーの開催にも取り組んでいます。

しかし、市民後見人の受任実績は増えていますが、これについては専門職との複数後見での取り組みであり、専門職の担い手不足が慢性的な課題となっています。これらの解消に向けては、成年後見制度利用促進基本計画に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが求められます。

（４）防犯・再犯防止に関する取り組みの推進

住民の幸福を守り育てていく上で犯罪や非行のない明るい社会づくりは極めて重要であり、たとえ罪を犯しても誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要とされています。

町の刑法犯数は年間 20 件前後で推移し、その中で万引きが一定の割合で発生しています。全国的な傾向として刑法犯認知件数では窃盗犯が最多とされ、その約 3 割が万引きであり、その検挙人員の約 5 割が 65 歳以上であると言われています。

このような状況からも高齢者の孤立や困窮を防ぐ取り組みが犯罪件数を減らし、かつ再犯に及ばない状況をつくるためには地域の相談支援・見守り体制の整備が求められており、町においても保護司や協力雇用主による支援が図られています。

第3章 地域福祉計画の理念と方針

1. 基本理念

誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり

本計画では、上記の基本理念に基づき、3つの基本方針と10の基本目標に沿って事業・活動に取り組むものとします。

2. 基本方針

(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり

地域の見守り体制の強化や地域住民・関係機関等によるネットワークの構築により、住民の安心・安全な暮らしを支えるための生活環境・人間関係の整備・構築に努めます。また、「住民支え合いマップ作成事業」や要援護高齢者世帯等の調査等により、防犯、交通事故防止、防災の推進に努めるとともに、災害発生に備えた体制を整える等、地域の安全を守ります。

(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり

町内の各地区で行われている介護予防事業・サロン事業への支援等により、住民による地域活動の促進を図ります。また、ボランティアセンターの機能強化によってボランティア活動推進体制強化を図りつつ、認知症サポーターの養成・活動支援や訪問助け合いボランティア養成活動支援等の実施によって地域福祉の担い手を養成します。

(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

広報誌「ゆいっこ」の発行等の紙媒体による情報提供を継続するとともに、インターネットを活用し、ホームページの管理、ICT（情報通信技術）を活用した見守りネットワークサービスの拡充を図りながら情報提供の充実を図ります。また、重層的支援体制整備に向け、本人・世帯の属性にかかわらず総合的・包括的に受け止める相談支援（断らない相談支援）、社会とのつながりを回復する支援（参加支援）、多世代の交流や多様な活躍の機会と役割を生み出す支援（地域づくりに向けた支援）について検討します。さらに、成年後見制度利用促進計画に基づく施策の推進を図り、中核機関を中心として、住民の権利擁護に向けた地域体制づくりに取り組みます。

3. 基本目標と施策の体系

一戸町地域福祉計画	一戸町地域福祉活動計画
基本理念	
誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり	
基本方針	基本方針
(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり	(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり
(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり	(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり
(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
基本方針・基本目標	基本方針・基本目標
1. 安心・安全な暮らしを支える環境づくり	基本方針(1) 安心・安全な暮らしを支える環境づくり
(1) 包括支援体制によるネットワークの推進	基本目標1-1. ネットワークづくりの推進
(2) 地域で支える仕組みづくり	基本目標1-2. 地域で支える仕組みづくり
(3) 包括的支援体制の整備(認知症施策推進計画)	
2. 地域福祉を担う人づくり・地域づくり	基本方針(2) 地域福祉を担う人づくり・地域づくり
(1) 地域活動の促進	基本目標2-1. 地域活動の促進
(2) 住民参加の促進	基本目標2-2. 住民参加の促進
(3) 意識啓発・人材育成	基本目標2-3. 意識啓発・人材育成
3. 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	基本方針(3) 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり
(1) 福祉サービスの普及啓発	基本目標3-1. 福祉サービスの普及啓発
(2) 身近な相談支援の充実	基本目標3-2. 身近な相談支援の充実
(3) 権利擁護の推進(成年後見制度利用促進基本計画)	基本目標3-3. 権利擁護の推進
(4) 再犯防止の推進(再犯防止推進計画)	基本目標3-4. 子育てしやすい環境づくり

第4章 施策と基本目標ごとの主な取り組み

1. 安心・安全な暮らしを支える環境づくり

住民の抱える地域生活課題が複雑化・複合化しており、従来の支援体制だけでは解決できない問題も出てきています。これに対し、本町においては、医療や介護、福祉、地域に係る様々な関係職種の連携を図り、高齢者等に一体的にサービスが提供できる仕組みである地域包括ケアシステムの構築・発展を図るため、2014（平成26）年12月より、一戸町地域包括ケアシステム検討委員会を設置しています。

同委員会は病院、警察、消防のほか、民生委員・児童委員、自主防災組織、老人クラブ、サロン代表者等で構成され多様な分野が連携し、住民の生活を支えるしくみづくりについて検討を重ねてきました。また、全体会での検討や見守り部会、医療福祉連携部会、集いの場部会での検討、先進地視察研修を行いながら地域のニーズや必要な資源について議論を進めてきました。特に、地域のニーズとして生活支援サービスを担う訪問型サービスの立ち上げが必要であるとの意見から、2019（令和元）年度に訪問助け合い活動ボランティア養成講座を開催し25名が修了し、翌2020（令和2）年度には修了者で組織する「一戸町訪問助け合いボランティアすける's」が生活支援を担う団体として活動を始めました。この団体は高齢者への生活支援のみならず子育て世代や障がい者等支援を必要とする地域住民を対象とした活動を目的にしており、地域福祉を推進する大きな資源となっています。さらに、2023（令和5）年度にはボランティア活動拠点施設「いちボラ+」が開設され、ボランティアの活動拠点となるとともにボランティア同士の交流にもつながっています。

本町では一戸町地域包括ケアシステム検討委員会において、町の状況に合った支援の仕組みづくりに向けて協議を行い、地域福祉を推進します。

（１）包括支援体制によるネットワークの推進

■現状と課題

町では一戸町在宅医療推進会議を設置、医科部会、歯科部会、薬科部会、福祉部会で推進会議を構成し、全体研修会や全体会でのグループワークを通じて、顔の見える関係づくりに取り組んできました。新型コロナウイルス感染症の拡大により事業運営が進まない時期もあったものの、終息後には全体会の開催を再開しています。また、地区ごとの町民セミナーにおいて、町民への在宅医療の普及啓発に取り組みました。

2022（令和4）年度より、官民協働で事務局を担うNPO法人カシオペア医療介護支援センターが設置され、これまでの町内連携と広域連携の取り組みに向け協議を進めてきました。また、住民向けセミナーや講演会を開催する等、住民への啓発、町内医療機関や介護福祉関係事業所等への情報提供等に取り組みました。

これらの取り組みにより住民の在宅医療に対する関心が非常に高いことが確認され、引き続き普及啓発の推進が求められます。そのうえで、若い世代への啓発が課題となっており、セミナー等への参加促進に向けた周知方法については、さらなる工夫が必要となります。

広域的な連携についてはNPO法人カシオペア医療介護支援センターが中心となり取り組みを進めていますが、ICT（kintone：キントーン）を活用した連携は町内医療機関や介護事業所等での活用が進んでいない状況であり、推進に向けたさらなる取り組みが求められます。

■施策の方向

- ・住民向けの在宅医療セミナーを継続して開催していきます。
- ・住民向けセミナーの開催にあたっては多世代に参加してもらえるような企画とし、参加促進に向けて周知方法にも工夫して取り組みます。
- ・町内医療機関、介護事業所等へICT（kintone：キントーン）の活用について理解を深めてもらう研修の実施と、アカウント取得に向けた働きかけを推進します。

■主な取り組み

- ・一戸町高齢者等見守り体制の強化
- ・一戸町在宅医療推進会議の活動継続と住民への普及啓発活動の推進
- ・一戸町地域包括ケア会議の運営継続
- ・一戸町自立支援型地域ケア会議の開催
- ・二戸地域自立支援協議会の活動継続

(2) 地域で支える仕組みづくり

■現状と課題

町では高齢者の地域生活の支援として、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築）を果たすことを目的に、生活支援コーディネーターを配置。2022（令和4）年度には2名体制とし、支援体制強化を図っています。また、2021（令和3）年度からは、住民主体の「訪問助け合いボランティアすける's」が活動を開始しています。さらに、ステップアップ研修として、他自治体への視察、現地住民ボランティアとの合同研修会も実施し、ボランティアに参加する住民の意欲向上に取り組みました。加えて、ボランティア養成講座を継続的に開催し、2024（令和6）年度までに59名が修了しました。2023（令和5）年度には、ボランティア活動拠点施設「いちボラ+」が開設され、ボランティアを担う住民の交流促進の場として、活動拠点となっています。

町社会福祉協議会においては、住民支え合いマップ作成事業の取り組みを進め、新規実施地区を増やしつつ過去に実施した地域へのフォローも行っています。また、高齢者を対象に実施している訪問たすけあいボランティアの担い手育成を目的に、養成講座を実施しています。

住民の地域生活課題に対する地域での支えあいの仕組みづくりに取り組む一方で、住民の生活ニーズは多様化しています。訪問助け合いボランティアのニーズは、障がい者や子育て世代の住民へも広がっている状況があり、今後は幅広い住民層への対応についても検討が必要となってきています。また、買い物や通院、サロン活動への参加時等の移動手段の確保が困難となっている住民も増えていることから、交通弱者への支援が地域課題となっています。

■施策の方向

- ・一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の取り組みを継続し、地域包括ケアシステムの構築を図ります。
- ・訪問助け合いボランティアの支援対象者拡大に向けて、障がい福祉担当部署、子育て支援担当部署と連携し協議を進めます。
- ・デマンド交通「いくべ号」とボランティア協働による移動支援の取り組みに向け、モデル地区の選定も含めた協議を進めます。

■主な取り組み

- ・一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の開催継続
- ・訪問助け合い活動ボランティアの養成・活動支援とボランティア事務局機能の充実
- ・住民支え合いマップ作成事業の普及
- ・災害時要援護者支援のしくみづくり
- ・在宅生活を支える福祉サービスの強化
- ・地域における子育て環境づくりに向けた意識啓発

(3) 包括的支援体制の整備（第1期一戸町認知症施策推進計画）

■現状と課題

2024（令和6）年1月に「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、国は認知症施策の基本となる「認知症施策推進基本計画」を策定しています。同計画では、「新しい認知症観」に立つことが重要とされ、「認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人一人が個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けられる」という考え方が示されています。市町村では、国の基本計画及び県計画を基本としつつ、実情に即した市町村認知症施策推進計画を定めるよう努めることとされています。

町では、認知症になってからも安心して暮らし続けられる地域づくりに向けた取り組みとして、認知症サポーター養成講座を毎年開催し、2017（平成29）年度よりオレンジカフェさくらの会事業を開始、2019（平成31）年度より、認知症地域支援推進員の配置、認知症カフェや認知症セミナーの開催、家庭訪問等を行っています。2020（令和2）年には、認知症ガイドブックを策定し、2021（令和3）年からは、地域住民の参加を得て認知症見守り声かけ訓練、2022（令和4）年より、オレンジ月間等の啓発イベントを毎年開催、2023（令和5）年7月29日、チームオレンジ設置、2024（令和6）年、認知症ガイドブックの改訂等、認知症の理解促進にも取り組んでいます。

認知症カフェやセミナーの開催等を通し認知症への理解が進んできている一方、地区や年齢層によっても温度差があり、地域に向けた普及活動の充実が求められます。今後は国が示す基本的施策を参考に、認知症の人に関する住民の理解の増進、認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進、認知症の人の社会参加の機会の確保、認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護、保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備、相談体制の整備、認知症の予防等に取り組んでいくことが求められます。

■施策の方向

- ・認知症地域支援推進員の配置により、新しい認知症観に立った地域づくりを推進します。
- ・認知症カフェやオレンジ月間等の啓発イベント開催等、認知症理解への取り組みを継続していきます。
- ・認知症の人が自立して、かつ、安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備に努めます。
- ・認知症の人の社会参加の機会の確保に努めます。
- ・認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供の促進に努めます。
- ・一戸町在宅医療推進会議や一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の活動により、保健医療福祉の有機的な連携の確保に努めます。
- ・地域包括支援センターの機能強化により、認知症の人や家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援、関係機関の紹介、その他の必要な情報の提供及び助言に努めます。
- ・認知症の予防に関する啓発・知識の普及・地域活動の推進・情報収集に努めます。

■主な取り組み

- ・認知症地域支援推進員の活動強化
- ・認知症サポーターの養成・活動支援の拡充
- ・認知症カフェ及びオレンジ月間イベントの開催
- ・認知症ケアパス活用の推進
- ・認知症セミナーの開催継続
- ・一戸町在宅医療推進会議の活動継続と住民への普及啓発活動の推進
- ・一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の開催継続
- ・地域包括支援センターの機能強化

2. 地域福祉を担う人づくり・地域づくり

町内31か所において、生活支援コーディネーターによるふれあいいきいきサロンや町地域保健福祉活動支援事業等について、活動支援を行っています。また、年に1回程度、ふれあいいきいきサロン活動地区の代表者会議を行い、情報共有や地域課題の把握に努めています。

地域活動を展開している団体に対しては、「ゆいっこ活動助成金」や「いきいきサロン助成金」等を交付していますが、助成先が固定化している傾向にあります。また、高齢化やリーダーの人材不足等で活動を休止した地区等、地域活動の担い手となる人材確保の状況により、地区によって活動に格差がみられます。更に、サロン活動等へ参加する移動手段の確保も課題となっています。

2019（令和元）年度シルバーリハビリ体操指導者における「シルリハー戸えがおの会」が立ち上がり、定期活動のほか、地域のサロンへ出向いて行っている活動が行われています。活動には地区間格差がみられることから、指導者の育成、活動の促進、団体と町との連携等が課題となっています。

住民主体によるサービス（訪問型サービスB）の立ち上げに向けた養成講座を実施し、修了者は59名になりました。また、認知症に関する正しい知識を持ち、地域や職域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーター養成講座を町内小学校や県立北桜高校の児童生徒を対象に行いました。

介護人材の確保については、介護職員初任者研修を開催することにより町内施設従事者の有資格者を増加させることができました。一方、Iターン、Uターン者を対象とした人材確保には課題が残る等、介護職員に加え介護支援専門員の確保が困難となっています。

このような状況において、地域活動の中心となる人材や後継者の不足により、活動継続が難しい地域もあります。

意識啓発の部分では、地域住民の意識調査を実施することから、現状を確認・理解し、新しいサービスを構築する材料とする仕組みの構築が課題となっています。

（１）地域活動の促進

■現状と課題

生活支援コーディネーターを配置し、ふれあいいきいきサロンや町の地域保健福祉活動支援事業等に対し活動支援を行っています。ふれあいいきいきサロン活動地域では、代表者会議を行い、情報共有や地域課題について把握を行っています。また、社会福祉法人による地域貢献事業として、地域のサロンの事務局機能と活動支援を担うことで、サロン活動の継続における新たな人材活用へとつながっています。住民支え合いマップ作成事業についても継続して実施し、継続的にマップの見直し作業や地域課題の把握等住民主体で取り組んだり、個別避難計画の作成に取り組んだりといった地域ごとの活動の広がりもみられます。2019（令和元）年度にはシルバーリハビリ体操指導者における「シルバー戸えがおの会」が立ち上がって活動する等、住民による地域活動の展開が図られています。

一方で、地域活動の中心となる人材確保や後継者不足の問題は深刻で、活動継続が難しい地域も出てきています。同時に、住民による地域活動が活発な地区と取り組みが進まない地区で格差がみられていることも課題となっています。地域サロンの設置数については、一時は目標数を上回ったものの新型コロナウイルス感染症の影響や代表者の高齢化、新たな代表者の確保の難航もあり活動の継続が難しくなっていることと併せ、活動へ参加する移動手段の確保についても地域の課題となっています。シルバーリハビリ体操活動についても、指導者の養成や活動に地域格差がみられる状況となっています。

■施策の方向

- ・生活支援コーディネーターの配置により、地域福祉活動の充実を図ります。
- ・町内全域でサロン活動が行えるよう人材育成と行政各部門や各種団体との連携・協力体制を強化します。
- ・地域サロンの中で地域課題を共有し解決策について住民が主体となって取り組んでいく等サロンの機能強化を図ります。
- ・住民支え合いマップ作成事業実施地域の拡大と継続した取り組みを支援しつつ、個別避難計画作成地区の拡大を図ります。
- ・地域サロンへの参加の促進に向け、新たな移動手段の確保に努めます。
- ・シルバーリハビリ体操の有効性に関する普及啓発に取り組み、活動地区の拡大を図ります。

■主な取り組み

- ・介護予防教室やふれあいサロンの普及啓発及び活動支援の拡充
- ・サロン活動の機能の強化（地域課題の共有と解決へ向けた協議等の機能）
- ・町内企業等への地域サロン開催に対する協力要請の推進
- ・シルバーリハビリ指導者の養成と活動支援の拡充
- ・老人クラブ活動の支援・活性化の推進

(2) 住民参加の促進

■現状と課題

地域で行われるサロン活動や地域保健福祉活動等へNPOとの協働によって人材を派遣し、教室での健康づくりに関する指導や家庭で行える対応指導等を行っています。また、シルバー人材センターへ軽度生活援助事業を委託し、高齢者の持っている能力、技術を生活支援の資源として提供する取り組みを行っています。町社会福祉協議会においては、いきいきシニアスポーツ大会を継続して開催することで住民の参加機会の醸成に取り組んできています。

一方で、老人クラブ活動については、会員数の減少と高齢化により活動の継続が困難になっています。また、シルバー人材センター会員の確保が難しくなっていること等、高齢化の影響が住民参加の促進の障壁となっています。加えて、いきいきシニアスポーツ大会については新型コロナウイルス感染拡大を契機に活動が縮小傾向にあり、老人クラブ所属の住民のみの参加では継続が困難な状況となっています。町子ども会連合会の活動に対し助成にて支援してきましたが、会の解散に伴い子育て世代の住民に対する地域活動の参加に向けた支援の再構築について課題となっています。

■施策の方向

- ・NPOとの協働により、住民の生きがいづくりと社会参加の促進に向けての取り組みを継続します。
- ・老人クラブ会員の確保と活動支援に向けた取り組みについて検討します。
- ・シルバー人材センターの会員確保に向けた取り組みについて検討します。

■主な取り組み

- ・ボランティア活動、地域活動へ積極的に参加できる環境づくりの推進
- ・いちボラ+の活動支援の強化
- ・NPO法人と連携した文化・スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・老人クラブ活動支援・活性化の推進【再掲】
- ・シルバー人材センターの活動充実の推進

(3) 意識啓発・人材育成

■現状と課題

住民主体によるサービス（訪問型サービスB）養成講座を実施し、修了者は59名となりました。また、認知症サポーター養成講座やキャップハンディ体験講座を町内小学校、北桜高校で行い、若い世代からの意識啓発に努めるとともに、介護の仕事の魅力発信にも取り組んでいます。

一方で、金融機関や公共交通機関等住民の生活に直結する団体・企業等に対する啓発が不足しているという課題があります。また、地域活動の中心となる人材確保や後継者不足の問題は深刻で、活動継続が難しい地域があります。さらに、介護職員に加え介護支援専門員の確保が困難となっており、在宅福祉を担う人材の確保・育成が地域福祉の最重要課題となっています。

■施策の方向

- ・地域ボランティア社会の形成に向けた住民への意識啓発を推進します。
- ・地域活動を担う人材育成に向けた取り組みの強化を図ります。
- ・幅広い世代が相互に支援できる社会の構築のため、町内企業・団体等も含めた人材育成に取り組みます。
- ・介護人材確保に向け、関係機関との連携や研修会の開催等の取り組みを強化します。

■主な取り組み

- ・認知症サポーターの養成・活動支援の拡充【再掲】
- ・福祉教育の普及の推進
- ・生活支援コーディネーターの機能強化
- ・認知症地域支援推進員の活動強化【再掲】
- ・認知症カフェ及びオレンジ月間イベントの開催【再掲】
- ・訪問助け合い活動ボランティアの養成・活動支援とボランティア事務局機能の充実【再掲】
- ・介護職員等確保対策協議会による人材確保の取り組み

3. 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり

総合相談機能の強化のため、障がいのある住民の地域生活の支援に取り組む二戸地域自立支援協議会相談支援部会へ地域包括支援センターの職員が参加し、また、町が設置する移行推進連絡会議において多職種で高齢障がい者の地域移行や制度移行等について協議を行う等、障害・高齢各分野の支援者・機関の交流を図りました。併せて、障がいのある住民に対する相談支援事業が適正かつ円滑に実施されることを目的とし、二戸地域4市町村の基幹相談支援センターである社会福祉法人カシオペア障連に当該事業を委託し、連携強化を図りながら必要な支援を行っています。

また、生活困窮者自立支援事業については、必須事業のみならず、家計相談や子どもの居場所等子育て支援といった事業拡大について検討していくことが求められます。

しかし、各種相談窓口の周知を行っていますが、まだ十分ではなく、また、関係機関の連携による総合相談支援体制機能の整備に向けた取り組みについて今後の課題となっています。

二戸地域4市町村が連携し、NPO法人カシオペア権利擁護支援センターへ成年後見制度の利用促進を図る中核機関を委託しています。カシオペア権利擁護支援センターでは法人後見に取り組むとともに、市町村事業としての相談支援や研修会の実施、市民後見人養成・フォローアップ事業を行い、また、ネットワーク会議を開催して福祉、保健、医療、司法等の関係機関と連携強化を図っています。さらに、親族後見人、市民後見人、専門職後見人へのサポート業務、制度の普及啓発活動のため市民セミナーの開催にも取り組んでいます。加えて、2021（令和3）年度に成年後見制度利用支援事業用要綱改正を行い、町長申立て以外のケースでも報酬助成を可能とする等、支援対象の拡大が図られました。

今後、成年後見ニーズがますます多くなることが予測される中、専門職の人材不足により専門職後見だけでは対応しきれない状況があります。このため、市民後見人や法人後見等担い手確保に向けた体制づくりが課題となっています。

(1) 福祉サービスの普及啓発

■現状と課題

地域におけるイベントや各種教室への訪問、また町広報や町社会福祉協議会が発行する「ゆいっこ」等を通じ、福祉サービスや相談窓口の周知が図られています。特に、町広報では「地域包括支援センターコーナー」を設け、福祉・保健・介護等幅広い情報発信を行うことに取り組まれています。町社会福祉協議会による「ゆいっこ」との相乗的な効果によって、一定程度、住民に対する福祉情報の普及啓発は図られているものと思われます。

一方で、地域イベントや各種教室の参加者、また個別の家庭訪問の対象者等は限定的であり、幅広い世代の住民への取り組みが求められます。広報については、掲載内容が担当者の判断に左右されがちという一面もあり、住民の生活ニーズに合致した情報発信についてはさらなる工夫が求められます。特に若い世代の住民に対しては、SNSやICTを活用した情報発信のニーズが潜在化していると思われることから、住民の視点に立った方法について検討することが望まれます。

■施策の方向

- ・住民がアクセスしやすい地域資源の周知方法について検討し、実効性のある情報発信に努めます。
- ・全庁的な連携により住民生活の様々な機会を活用する等、情報発信に向けた横断的な取り組みを強化します。
- ・住民の視点に立った広報作成により、必要な情報の普及啓発の充実を図ります。

■主な取り組み

- ・広報活動の充実
- ・福祉サービスパンフレットの作成
- ・地域の教室での普及啓発の推進
- ・認知症ケアパス活用の推進【再掲】
- ・認知症セミナーの開催継続【再掲】

(2) 身近な相談支援の充実

■現状と課題

地域包括支援センターや町福祉部門・保健部門が、各担当窓口で住民の相談に応じるとともに横断的な連携に努めています。福祉に関する住民の身近な相談は、地区に配置された民生委員・児童委員がその役割を担い、必要に応じて関係機関との情報共有や見守り等の支援に携わっています。また、町では2019（平成31）年度から配置した認知症地域支援推進員を2023（令和5）年度には増員を図り、認知症高齢者の生活を支える支援体制の充実を図っています。さらに、高齢障がい者が増えている地域事情を踏まえ、総合相談機能の強化のため、障がいのある住民の地域生活の支援に取り組む二戸地域自立支援協議会相談支援部会へ高齢者の地域生活の支援を担う地域包括支援センターの職員が参加し、また、町が設置する移行推進連絡会議において地域包括支援センター、行政障害福祉担当、障害者グループホーム職員、介護支援専門員での高齢障害者の地域移行や制度移行等について協議を行う等、障害・高齢各分野の支援者・機関の交流を図りました。併せて、市町村における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されることを目的とし、二戸地域4市町村において基幹相談支援センターである社会福祉法人カシオペア障連に当該事業を委託し、必要な支援及び相談支援事業所との情報交換を行うことで、連携強化を図っています。

また、生活困窮者自立支援事業については、必須事業のみならず、家計相談や子どもの居場所等子育て支援といった事業拡大について検討していくことが求められます。

地域生活課題を抱える住民に対する身近な相談支援の充実を図ることが求められている中、民生委員・児童委員の役割は重要で、関係機関との連携等その任務はより高度な内容に及び状況となっています。民生委員・児童委員の担い手確保とともに、民生委員・児童委員協議会の事務局を含めた関係機関との信頼関係の構築が求められます。また、町では各種相談窓口の周知を図っていますが、まだ十分ではないことから、包括的な相談支援体制整備に向けた取り組みが、今後の課題となっています。

■施策の方向

- ・町総合保健福祉センター結愛舎における総合相談機能の強化を図ります。
- ・身近な相談窓口について周知を強化していきます。
- ・二戸圏域4市町村と連携し、地域生活支援拠点等を整備することによって障がい者やその家族等に対する支援を強化します。
- ・こども家庭センターの設置により、妊娠期から子育て期の支援をワンストップで行う体制を整備します。

■主な取り組み

- ・包括的な相談支援体制の構築
- ・民生委員・児童委員、障がい者相談員との連携による相談支援体制の強化
- ・近隣市町村と共同による基幹相談支援センターの設置と機能強化
- ・近隣市町村と共同による地域生活支援拠点等の整備
- ・移行推進連絡会議による包括的継続的相談支援体制の強化
- ・こども家庭センターの設置及び運営の充実

（３）権利擁護の推進（第２期一戸町成年後見制度利用促進基本計画）

■現状と課題

二戸圏域４市町村の連携により、ＮＰＯ法人カシオペア権利擁護支援センターへ成年後見制度利用促進に係る中核機関を委託しています。カシオペア権利擁護支援センターでは市町村事業としての相談支援や研修会の実施、市民後見人養成・フォローアップ事業を行うとともに、ネットワーク会議を開催し行政、司法、福祉、医療関係機関の連携強化を図っています。また、後見業務の担い手確保のため、法人後見業務を行っています。さらに、市民後見人や専門職後見人へのサポート業務、制度の普及啓発活動のため市民セミナーを開催しています。２０２１（令和３）年度に成年後見制度利用支援事業用要綱改正を行い、町長申立て以外のケースでも報酬助成を可能とし支援対象の拡大を図りました。また、中核機関の機能強化のため、２０２４（令和６）年度からは職員増員により体制整備を図っています。

権利擁護の推進に向けた体制整備が進む一方、身寄りがなく死亡時の対応に課題があったり緊急連絡先を確保できなかったりする等、対応困難な複雑なケースがでてきており、専門性と継続性を確保した法人後見事業の実施団体の拡大が必要です。また、判断の能力のある段階から将来の自分の生き方について把握できる仕組みづくりについても必要となっています。

■施策の方向（目指す姿）

- ・成年後見制度の推進と相談支援体制の強化

判断能力の低下等により、福祉サービスの利用や金銭・財産管理ができにくくなっている要配慮者の権利を擁護するために、その人の意思決定を支援することで、本人の自発的意思が尊重され、本人の権利が擁護される一戸町を目指します。

■施策

（３－１）成年後見制度の普及促進

① 成年後見制度の広報・啓発

法定後見及び任意後見制度等について、パンフレットの活用、研修会やセミナーの開催等により権利擁護及び成年後見制度の理解に努めます。

② 市民後見人の養成及び活動支援

ア 市民後見人の養成及び活動に向けた支援

後見人等を担う人材を確保するため一般の住民から成年後見人等を養成します。また、養成後も継続的にフォローアップ研修を開催し資質の向上とモチベーションの維持向上を図ります。

イ 市民後見人の受任調整に向けた体制整備

市民後見人の受任に向けて、家庭裁判所はもとより、福祉、保健、医療、司法等の専門職団体との連携を図り支援を行います。

ウ 専門職団体及び法人後見の拡大

弁護士、司法書士及び社会福祉士等の専門職団体による後見人等の活動促進を図るとともに、社会福祉法人やＮＰＯ法人等における法人後見の拡大を推進します。

（３－２）成年後見制度の利用支援

① 成年後見制度利用支援事業

ア 成年後見制度に係る町長による審判の請求（町長申立）

親族がいない、または、いても協力が得られない場合は、各法に基づき成年後見制度利用に向けて町長申立を行います。

- イ 成年後見制度に係る審判の請求に伴う費用の助成及び後見人等の報酬の助成
町長申立にかかわらず、低所得者の成年後見制度利用を促進するために成年後見制度利用支援事業を行います。

(3-3) 中核機関による支援の充実

① 中核機関の設置と運営支援

ア 中核機関の設置

成年後見制度の利用促進に向けて、地域連携ネットワーク構築を推進するための中核となる機関（中核機関）を設置します。中核機関の設置にあたっては、本計画に基づき、二戸地域4市町村が連携してカシオペア権利擁護支援センターに委託します。

イ 中核機関に対する運営支援

中核機関の運営にあたっては、様々な相談支援に対応できるよう福祉、保健、医療、司法等の専門的知識の蓄積や専門職等との連携・強化の推進を図ります。4市町村においては、当地域における権利擁護及び成年後見制度利用の促進を図るため、継続的な支援を行います。

② 中核機関の機能強化（中核機関が担うべき具体的機能等の整理）

ア 広報機能（権利擁護の必要な人の発見、周知、啓発等）

法定後見及び任意後見制度等について、パンフレットの活用、研修会やセミナーの開催等により権利擁護及び成年後見制度の周知に努めます。また、福祉、保健、医療、司法等多職種連携により、権利擁護支援の必要な方の早期発見、早期支援に努めます。

イ 相談機能（相談対応、後見ニーズの精査、見守り体制の調整等）

福祉、保健、医療、司法等の関係機関が連携し成年後見制度に関する相談支援を推進します。また、福祉、保健、医療等のフォーマルサービスのみならず、地域におけるインフォーマルサービスとの連携を行い、本人の生活を総合的に支援します。

ウ 利用促進（マッチング）機能

本人にとってふさわしい後見人等による支援を受けることができるよう多職種が連携し、適正な制度利用を促進します。

・受任調整（マッチング）等の支援

家庭裁判所と連携し、本人の状況に応じて親族後見人、専門職後見人、法人後見及び市民後見人等の選任に向け受任調整を行います。

・担い手の育成

・活動の促進

市民後見人の養成及び育成を行うとともに受任者の活動を支援します。また、社会福祉法人等の団体による法人後見事業の参入と活動の支援を行います。

・日常生活自立支援事業（あんしんねっと）等関連制度からのスムーズな移行

日常生活自立支援事業を利用している方の能力低下等により契約に基づく当該事業による支援が困難な場合は、成年後見制度へのスムーズな移行に向けて支援を行います。また、生活保護受給者等の低所得者の成年後見制度利用を促進するための支援を行います。

エ 後見人支援機能（チームによる支援、本人の意思を尊重した柔軟な対応等）

親族後見人、市民後見人、専門職後見人及び法人後見団体等の後見活動における日常的な相談窓口を設置するとともに、必要に応じて専門職団体と連携を図りながら支援を行います。特に、

本人の意思を尊重した意思決定支援及び身上保護に向けて家庭裁判所と連携を図ります。

オ 不正防止効果

後見人等が不正行為を行うことがないよう、多職種連携によりチームで活動を支援します。特に、監督機関である家庭裁判所と連携を強化し不正防止に努めます。

(3-4) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

① 地域連携ネットワークの役割整理

ア 権利擁護支援が必要な人の発見・支援

福祉、保健、医療等の専門職はもとより、地域で活動するインフォーマルサービスを担う機関・住民等も含め連携を図り、権利擁護支援が必要な人を早期に発見するとともに、速やかに必要な支援につなぎます。

イ 早期の段階からの相談・対応体制の整備

早期の段階から、任意後見制度や保佐・補助類型も含めた法定後見制度の利用等 必要な支援について住民が身近な地域で相談できるよう、福祉、保健、医療、司法 機関等による相談窓口機能体制を構築します。

ウ 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築

本人が自らの意思で決定し本人らしい生活を送ることができるよう、福祉、保健、医療、司法等の多職種連携により支援を行います。

② 地域連携ネットワークの基本的仕組みづくり

ア 本人を後見人とともに支える「チーム」による対応

本人にとって身近な関係機関がチームとして関わり、日常的に本人を見守り、本人の意思を継続的に把握する仕組みづくりを推進します。

イ 協議会等によるネットワークの運営

福祉、保健、医療、司法等の各種団体や関係機関の協力・連携を強化するための協議の場を設置し、権利擁護の推進に向けた検討・調整・解決等を推進します。

(3-5) 虐待への対応と介護者等への支援による予防

高齢者や障がい者、児童等への虐待や、配偶者等介護者からの暴力に対して、適切な対応ができる相談体制づくりに努めるとともに、虐待の発生予防、早期発見、相談窓口の機能充実及び再発防止に努めます。

■主な取り組み

- ・二戸地域権利擁護支援事業による体制整備支援
- ・市民後見人養成事業やフォローアップ研修事業の実施
- ・高齢者の虐待に関する取り組み 家族介護の支援
- ・障がい者の虐待に関する取り組み
- ・相談窓口職員の研修

（４）再犯防止の推進（第１期一戸町再犯防止推進計画）

■現状と課題

近年、我が国における刑法犯認知件数は減少傾向にありますが、検挙者に占める再犯者の割合（再犯者率）は増加傾向にあります。犯罪や非行をした人の中には、貧困や疾病、障がい、厳しい育成環境等、社会生活を送る上で様々な困難を抱えているケースも多く、適切な支援を受けられないことが、再び犯罪を繰り返す要因になっています。

二戸警察署管内の犯罪発生件数は少ないものの、一戸町では犯罪のない町づくりのため、一戸町保護司会及び一戸町更生保護女性の会の協力を得て、「一戸町社会を明るくする運動実施委員会」を組織し、各種イベント等において、リーフレットや啓発物品の配布や作文コンテストにより啓発活動を実施しています。

今後も再犯防止や更生保護に関する町民の理解を深め、地域全体で立ち直りを支える環境づくりを推進する必要があります。

■施策の方向

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく地方再犯防止推進計画として、犯罪や非行をした人が再び過ちを繰り返すことなく、地域社会の一員として立ち直ることができるよう、町、関係機関、民間団体、地域住民が連携し、更生保護活動に取り組む団体を支援するとともに、当該関係団体と連携し、再犯防止や更生保護に関する町民の意識醸成を図ります。

■主な取り組み

・相談支援体制の充実

関係部署及び関係機関との連携強化、相談内容に応じた適切な支援へのつなぎ

・就労支援・生活基盤の安定

二戸地区更生保護協力事業主連絡協議会との連携、就労相談時の関係機関への円滑なつなぎ

・社会を明るくする運動の実施

子ども・若者の非行防止と健全育成を図るため学校等と連携し社会を明るくする運動作文コンテストの実施や地域住民への啓発活動の推進

第5章 社会福祉協議会の活動計画（一戸町地域福祉活動計画（第3期））

1. 計画策定の概要

（1）背景

本町では人口減少が進行し、高齢化率が上昇する中、地域住民同士のつながりや、家族の支え合う力の低下により、社会的孤立や経済的困窮等の公的な制度や施策だけでは補うことができない福祉課題が浮き彫りになっています。また災害等の経験を通して、日頃の見守りや地域での助け合いの重要性を再認識することとなり、地域における人と人とのつながりを大切にするとともに、誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりが求められています。子育て支援においても、地域全体で見守り支えていくことが、地域福祉を進める上で欠かせない視点となっています。

そのためには、すべての住民が住み慣れた地域において、家族や隣近所とのつながりを保つとともに、住民同士の支え合いによる支援と公的なサービスの充実を両輪とした地域福祉の推進が必要となります。

町社協では、2020（令和2）年に策定した地域福祉活動計画を改定し、地域福祉に関連する施策を計画的かつ継続的に推進するとともに、そのための仕組みづくりをとおして、地域住民や地域組織の参加と協働のもと、安心して暮らせる地域共生社会の実現を目指します。

（2）位置づけ【再掲】

「地域福祉活動計画」とは、社会福祉法第109条の規定に基づく民間組織である社会福祉協議会が策定する、地域住民が直面する様々な生活課題・地域課題を、その地域に暮らす住民自らが理解・共有するとともに、住民同士が自主的・主体的に解決していく活動を推進するための行動計画です。

地域福祉活動を展開することにより、子どもからお年寄りまで、また、障がいがある人もない人も、地域に暮らすすべての人が、住みなれたまちにおいて、安心して、いきいきと暮らし続けることができる地域社会の実現をめざします。

地域福祉の推進にあたっては、その理念や仕組みを示す地域福祉計画と、それを実行するための活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画が、いわば車の両輪のように、地域住民をはじめとする地域福祉の推進に関わるさまざまな担い手の参加と協力を得ながら、取り組みを展開することが重要です。

本町では地域福祉推進の効果を上げるため、町が策定する地域福祉計画と一体的に策定しています。

（3）期間

本計画の期間は、2026（令和8）年度から2030（令和12）年度までの5か年とします。

2. 現状と課題

本町では、今後も高齢化率の上昇傾向は続くことが見込まれ、また、住民の抱える福祉課題も多様化しています。これらに対応するために設置された一戸町地域包括ケアシステム検討委員会により、多様な分野の関係者・機関が連携を図りながら、高齢者に限定しないすべての住民の生活を支えるしくみづくりについて検討を重ね、取り組みを進めてきました。今後も引き続き、生活支援を担う団体を増やし、地域福祉を担う大きな資源となるよう充実を図っていく必要があります。

そのような中であって、町社協においては地域福祉のコーディネート機能を担うことが求められています。地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応するため、包括的な相談支援、社会に参加するための支援、地域づくり等、誰もがコミュニティの網目から漏れることなく地域に居場所と役割を持ち、互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできる地域社会をつくることが望まれます。

3. 基本理念

誰もが互いに尊重しあい、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり

本町においては、地域福祉推進の効果を上げるため、町が策定する地域福祉計画と一体的に策定していることから、基本理念を共有し、基本方針（「安心・安全な暮らしを支える環境づくり」「地域福祉を担う人づくり・地域づくり」「福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり」）に沿って、それぞれの基本目標に示した事業・活動に取り組みます。

4. 基本方針と基本目標

基本方針	基本目標
基本方針（１） 安心・安全な暮らしを支える環境づくり	１－１. ネットワークづくりの推進 １－２. 地域で支える仕組みづくり
基本方針（２） 地域福祉を担う人づくり・地域づくり	２－１. 地域活動の促進 ２－２. 住民参加の促進 ２－３. 意識啓発・人材育成
基本方針（３） 福祉サービスを利用しやすい仕組みづくり	３－１. 福祉サービスの普及啓発 ３－２. 身近な相談支援の充実 ３－３. 権利擁護の推進 ３－４. 子育てしやすい環境づくり

5. 基本方針、施策体制に沿った事業の概要（重点事業）

基本方針（１）安心・安全な暮らしを支える環境づくり

基本目標１－１．ネットワークづくりの推進

■現状と課題

町社協においては、一戸町地域包括ケア会議や二戸地域自立支援協議会等関係機関で構成する会議へ積極的に参加するとともに、ふれあい・いきいきサロン事業の支援や一戸町民生児童委員協議会の事務局を担うこと等を通じて、地域住民の福祉課題の把握に努めています。

一方で、各種関係機関との連携は図られているものの、認知症の人やその家族に発症の初期段階における支援体制の構築については、今後の課題となっています。

町内会等の地域団体との連携は一部にとどまり、十分であるとはいえない状況にあります。地域力を高めるネットワークを構築するためには、地域との連携・協働が不可欠であることから、町社協と地域団体との交流に向けた取り組みが課題となっています。

■今後の取り組み

一戸町地域包括ケア会議等の関係機関で構成する会議に今後も継続して積極的に参加し、情報共有や地域課題の解決に向けた協議を通じて、有機的なネットワークの構築に努めます。一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の運営では、多職種連携のネットワーク組織であることの良さを活かして、より一層横のつながりを強め、委員と地域とが共に活動を継続していきます。

また、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる認知症初期集中支援チームに参画し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。チームオレンジは、2023（令和5）年度に結成され、これまで、パネルディスカッションや映画上映会、講演会の開催、リンクウォーク等当事者やその家族とともに普及啓発イベントを実施してきました。現在、ボランティア活動団体、図書館、薬局、社協、行政とで活動しており、今後も、より連携の幅を広げます。

町内会等の地域団体との連携を深め、住民が住んでいる地域の現状を把握し、地域福祉に関する取り組みを通じて地域力を高めるネットワークを構築するため、地域福祉人材の育成や支援に努めます。

災害ボランティアセンターについては、発災時だけでなく、平常時から行政や近隣市町村社協、企業や団体とのつながりを持ち、機能強化を図ります。

[主な事業]

- ・一戸町地域包括ケアシステム検討委員会の運営
- ・チームオレンジへの協力
- ・災害ボランティアセンターの機能強化

基本目標１－２．地域で支える仕組みづくり

■現状と課題

高齢者等への在宅福祉サービス事業として、配食サービス事業や外出支援サービス事業、高齢者いきいきサービス事業を、町の委託事業として町社協が実施しています。さらに、2020（令和2）年度に活動を始めた「一戸町訪問助け合いボランティアすける's」については、高齢者への生活支援のみならず子育て世代や障がいのある人等支援を必要とする地域住民を対象とした活動を行い、地域福祉を推進する大きな資源となっています。

これらの事業によって住民の生活の困りごとの解決が図られている一方、配食サービス事業については週1回の提供という制限の中で利用者が増えない状況があり、また、高齢者いきいきサービス事業については内容のマンネリ化が指摘されており、それぞれの事業についてより利用しやすいものとなるように再検討することが求められています。併せて、住民同士のつながりづくり、住民の役割・居場所・生きがいづくり、住民の自助・互助の力を守り強める意識の向上による地域力の向上が今後の課題となっています。

■今後の取り組み

配食サービス事業や外出支援サービス事業、高齢者いきいきサービス事業等在宅高齢者に対する生活支援事業について、住民意識調査等により地域住民の抱える地域生活課題や支援ニーズの把握に努め、利用のしやすさや内容の面で改善を図りつつ、継続していきます。

また、「住民支え合いマップ作成事業」モデル地区の推進や訪問助け合いボランティア養成及び活動支援によって、地域での支え合い活動、互助の仕組みづくりとともに、住民の役割・居場所・生きがいづくりに取り組み、地域力の向上に努めます。

住民支え合いマップ作成事業や認知症見守り声かけ訓練については、引き続き、地域ごとの取り組みを推進し、地域づくりを支援します。

一戸町訪問助け合いボランティアすける'sでは、担い手の確保に力を入れつつ、高齢者だけではなく障がいのある方や子育て世代等支援の幅を広げられるようサポートします。

[主な事業]

- ・住民支え合いマップ作成事業の推進
- ・一戸町訪問助け合いボランティアすける'sの拡充
- ・認知症見守り声かけ訓練の定着

基本目標２－１．地域活動の促進

■現状と課題

町社協においては、地域活動を展開している団体や学校に対して「ゆいっこ活動資金助成金」や「ふれあい・いきいきサロン助成金」等を交付し、運営面から活動を支援しています。特に「ゆいっこ活動助成金」については、新たに自治公民館等へも募集を周知したことによって、新規団体の開拓にもつながりました。

一方、活動支援を目的とする助成先団体が固定化している現状があり、ふれあい・いきいきサロン事業を始めとする地域での新たな事業の立上げ及び活動開始初期団体における支援が課題となっています。新規活動立上げにあたっては、地域のリーダーの高齢化や担い手不足、また、事務負担に対する敬遠意識も課題となっていると考えられます。

■今後の取り組み

地域活動を展開している団体や学校に対しての助成事業については、町内会や自治公民館等への周知を継続するとともに、助成先団体の活動を広報誌等に掲載して、地域住民に対する理解促進に努めます。特に、ふれあい・いきいきサロン助成金やゆいっこ活動資金助成金の活用については、より活用しやすく整備し地域福祉活動を支援します。

併せて、活動団体と地域住民とのコーディネートによって、地域課題の解決を支援します。新規活動の立上げや運営に対しては、町の地域担当職員の協力も得ながら、多様な地域活動の促進に努めます。

また、赤い羽根共同募金運動を強化し、社協としての財政基盤を作り、地域福祉活動を促進します。

町社協と一戸町民生児童委員協議会が共同で実施する高齢者いきいきサービス事業や一人暮らし高齢者宅配食事サービス事業は、引き続き連携を強化し事業を展開していきます。一戸町老人クラブ連合会が行っているシニアスポーツ大会の活動に対して、今後も協力していきます。

[主な事業]

- ・一戸町ふれあい・いきいきサロン助成事業や一戸町「ゆいっこ」活動資金助成事業の活用促進
- ・赤い羽根共同募金運動の推進
- ・一戸町民生児童委員協議会の運営
- ・一戸町老人クラブ連合会への協力

基本目標2ー2. 住民参加の促進

■現状と課題

地域福祉の向上に向けては、住民参加の促進が不可欠となります。町内には約 443 か所の住民のつどいの場があり、町社協としても、ふれあい・いきいきサロン事業に取り組む地域団体等への支援を通じて、住民参加による地域交流の場づくりを行っています。

一方で、地域活動に参加する住民の育成や活動へのマッチングを担うボランティアセンターについては、十分に機能しているとはいえない状況にあります。ボランティアセンターの活動は、既存のボランティア団体等に対する支援にとどまっており、ボランティア団体数・人数は伸び悩んでいます。

また、災害時には災害ボランティアセンターの設置により、被災者とボランティアのマッチングを通じて地域住民の安心した生活を確保することが求められています。

■今後の取り組み

地域活動への住民参加を促進するため、ボランティアセンターの機能強化に取り組みます。ボランティアセンターには、①ボランティア相談、情報の提供、②ボランティア講座、研修の実施、③ボランティア活動の希望者と支援を希望する方の需要調整（マッチング）、④ボランティア活動の支援・応援、⑤連絡調整、⑥調査・研究、⑦ボランティア保険の窓口、と7つの役割・機能があるといわれています。これらについて、組織づくりから見直し、住民参加のコーディネートを図っていきます。

2023（令和5）年度から開始した一戸町ボランティア活動拠点いちボラ+（プラス）の運営をより強化すること、またボランティア活動保険等の活用を促していくことで、地域住民が自主的に安心して地域福祉活動に取り組めるよう支援します。

認知症カフェやお買い物サポート等のボランティア活動に力をいれているオレンジカフェさくらの会への協力を今後も継続し、認知症のある方もそうでない方も誰もが共に生きる地域社会の実現を図ります。

災害時には速やかに災害ボランティアセンターを設置・運営することによって、ボランティアの円滑な活動を支援します。

[主な事業]

- ・一戸町ボランティア活動拠点いちボラ+（プラス）の運営
- ・オレンジカフェさくらの会への協力
- ・ボランティア活動保険等各種保険の活用促進

基本目標2ー3. 意識啓発・人材育成

■現状と課題

地域福祉に対する意識啓発として、高校生に対するふれあい体験学習、小学生を中心に高齢者や障がい者等疑似体験（キャップハンディ体験）等を行う福祉教育推進事業に取り組んでいます。町内にある社会福祉施設の協力を得ながら、ボランティア活動に対する理解促進を図っています。また、民生児童委員協議会を事務局としてその活動を支援するとともに、2017（平成29）年度に生活支援コーディネーター1名、2019（平成31）年度に認知症地域支援推進員1名を町から委託を受け配置する等、地域福祉を担う人材育成に取り組んでいます。

しかし、意識啓発に関する活動については、対象の固定化や内容のマンネリ化が課題となっており、人材育成に関しては、ボランティア活動等地域で活動を進める担い手の高齢化や不足が課題となっています。特に地域課題となっている認知症に対する啓発及び支援人材の養成が課題となっています。

■今後の取り組み

地域住民の意識啓発に向けて、ふれあい体験学習や福祉教育推進事業のさらなる充実を図ります。また、地域住民の意識調査を実施して地域福祉課題の現状を確認し、新しいサービスの構築について検討し、必要となる地域福祉人材の育成について取り組みます。このうち、喫緊の地域課題となっている認知症に対する啓発及び支援人材の養成については、学校やPTA等との連携による認知症サポーター養成講座の開催とチームオレンジの活動支援に取り組みます。

青少年健全育成事業や認知症サポーター等養成事業では、学校単位の実施だけではなく、地域や職域等に幅を拡げて実施し、町内の社会福祉法人等福祉関係団体と連携して実施することを目指します。

一戸町ふれあい・いきいきサロン事業等活動者交流研修会や訪問助け合いボランティア養成講座を継続して実施することで、地域福祉活動を担う人材を育て、活動をフォローします。

[主な事業]

- ・青少年健全育成事業（ふれあい体験学習、キャップハンディ体験等）の拡充
- ・認知症サポーター等養成事業の拡充
- ・一戸町ふれあい・いきいきサロン事業等活動者交流研修会や訪問助け合いボランティア養成講座の継続

基本目標３－１．福祉サービスの普及啓発

■現状と課題

必要な住民に対する福祉サービスの普及啓発の取り組みとして、広報誌「ゆいっこ」やホームページを活用して情報提供に努めています。「ゆいっこ」については年４回発行し、町社協と地域住民をつなぐコミュニティツールとしての役割を担っています。また、イベント等での普及啓発についても、一戸町多世代交流フェスティバルという独自イベントを実施し、町社協や地域福祉に関する住民の理解促進に努めています。ホームページやSNSを活用しながら、今後も性別や世代問わず住民が必要となときに必要な情報を得て福祉サービスを利用することができるよう工夫することが求められています。

■今後の取り組み

地域住民が、必要な福祉サービスに関する情報を容易に入手できるようにするため、パンフレット等の作成や住民と共に理解を深めるためのイベントの開催等、個々の生活様式に合ったさまざまな媒体・手段によって正しい情報を提供し、サービス内容や利用手続きの周知を図ります。

一戸町ボランティア活動拠点いちボラ+を中心としたイベント「一戸町多世代交流フェスティバル」を、今後も行政や民間企業、地域活動団体等と連携して実施することで、社協の機能や地域福祉活動の重要性について、地域での理解を図ります。

また、認知症ケアパスの策定を通じて、認知症の人やその家族が「いつ」「どこで」「どのような」医療や介護サービスが受けられるのか、認知症の状態に応じたサービス提供の流れをまとめ、地域住民への周知を図ります。

認知症ケアパスとして2024（令和6）年度に改訂した「一戸町認知症ガイドブック」の普及を進め、必要な人へ必要な制度やサービスが行き届くように、認知症や介護に関する町の資源についての周知を図ります。

福祉サービスの普及啓発に向けて、情報の格差がなく、誰もが平等に必要な情報が得られるよう多様な手段を用いて、よりタイムリーな情報発信を推進します。

[主な事業]

- ・一戸町多世代交流フェスティバルの実施
- ・一戸町認知症ガイドブックの普及啓発
- ・いちのへ社協だより『ゆいっこ』や『いちボラ+だより』の発行、SNSの活用

基本目標3-2. 身近な相談支援の充実

■現状と課題

地域住民の福祉に関する相談窓口として、高齢・障がい・児童・保健・福祉・包括支援センター等の町担当課が配置された一戸町総合保健福祉センターには、町社協としてもふれあい総合相談所を開設し、住民にとってワンストップの相談体制が構築されている環境にあります。また、隣接する県立一戸病院も含め、住民の生活課題を解決するための関係機関が連携しやすい体制となっています。

一方で、町社協が窓口を担っている障がい者不利益取扱い相談窓口については、相談実績が少なく、周知啓発を含めて十分機能しているとはいえない状況となっています。

■今後の取り組み

国では今後、重層的支援体制整備事業として介護（地域支援事業）、障がい（地域生活支援事業）、子ども（利用者支援事業）、困窮（生活困窮者自立相談支援事業）の相談支援にかかる事業を一体として実施し、本人・世帯の属性にかかわらず受け止める、包括的相談支援事業を実施することとしています。その推進にあたっては、相談支援、参加支援事業、地域づくり事業の3つの事業に一体的に取り組むものとしており、町や町社協が中心となって、これらに取り組んでいくことが求められています。その中で、町社協としては、特にふれあい総合相談所の機能強化を図りながら、身近な相談窓口として「断らない相談支援」に努め、関係機関との連携をより一層深めていきながら、相談対応職員のスキルアップを図ります。ふれあい総合相談を常設し、多様な相談にも対応し寄り添う体制を整えます。

また、生活困窮者自立支援事業については、必須事業のみならず、家計相談や子どもの居場所等子育て支援といった事業拡大について、自立相談支援機関である一般社団法人 One Dish とともに検討していきます。

生活福祉資金貸付制度や生活困窮者自立支援事業等、多機関多職種で連携することで、複雑な相談にも対応できる仕組みを構築します。

一戸町からの緊急電話設置を受託することで、24 時間体制での相談受付を継続します。また、警察や消防等と連携し、緊急な対応にも応じていきます。

一戸町社協指定居宅介護支援事業所の運営にも引き続き力を入れ、利用者やその家族の思いに寄り添い、災害や感染症発生時においても、持続可能な対応ができるように運営します。

[主な事業]

- ・ふれあい総合相談の常設
- ・生活福祉資金貸付制度との連携
- ・生活困窮者自立支援事業との連携
- ・一戸町社協指定居宅介護支援事業所の運営

基本目標3－3. 権利擁護の推進

■現状と課題

地域住民の権利擁護に向けては、判断能力の有無等によって成年後見制度の利用促進を図りつつ、日常生活自立支援事業（あんしんねっと）の実施によって福祉サービス利用、金銭管理等の支援に取り組んでいます。成年後見制度利用については、中核機関であるカシオペア権利擁護支援センターとの協働のもと、対象者の適正な利用について参画し、また、日常生活自立支援事業に関しては、その地域ニーズも高い状況となっているものの、生活支援員の確保が近年の慢性的な課題となっています。

さらに、本町においては、弁護士や司法書士、社会福祉士等の専門職が不足していることで、親族後見人や市民後見人で対応が難しい住民に対する後見人等の受任者の受け皿が不足している状況になっています。

■今後の取り組み

権利侵害のおそれのある住民に対する支援として、成年後見制度の利用促進に関する取り組みとともに日常生活自立支援事業の適正な実施に努めていきます。その際、後見人等の受任者が不足しているという課題に対して、町社協においても法人後見事業を実施することによってその緩和を図っていきます。特に、法人後見事業では、担当者の専門的な知識やスキルを向上させ、住民や関係機関の権利擁護ニーズの高まりに応じることができるよう、法人としての受け皿を広げる等事業を拡充します。

併せて、権利擁護ネットワーク会議への参加等を通じて、町やカシオペア権利擁護支援センターと連携しながら、第2期一戸町成年後見制度利用促進基本計画に基づく権利擁護活動に取り組んでいきます。日常生活自立支援事業の基幹社協である二戸市社会福祉協議会や、権利擁護支援の中核機関であるカシオペア権利擁護支援センターとの連携を継続し、日頃から横のつながりを強め、複雑な権利擁護支援にも対応します。

[主な事業]

- ・法人後見事業の拡充
- ・日常生活自立支援事業への協力
- ・二戸地域権利擁護ネットワーク会議への協力

基本目標3-4. 子育てしやすい環境づくり

■現状と課題

町社協では、町内認定こども園3施設および学童クラブ4施設の運営を2020（令和2）年度より受託し、地域の保育、子どもの育成支援に取り組んでいます。認定こども園においては、内部会議への参加を通じて町および教育委員会、各施設の園長と課題や運営状況等について情報共有を行っています。また、学童クラブ運営では、毎月各施設リーダーとの内部会議を実施し、施設間の連携強化と運営の質の向上を図っています。

こども園や学童クラブを通じて、家庭の状況や子育て上の不安に触れる機会は増えているものの、そこから先の支援につなげる整理された仕組みづくりが課題となっています。また、子育て分野の関わりが町社協の活動として広がっている一方で、地域福祉活動全体の中での位置づけを明確にする必要があります。保護者との連携については、子どもや保護者と日常的に接しているものの、その中で把握した状況を地域や関係者と共有する仕組みづくりが課題です。

■今後の取り組み

一戸町から受託運営しているこども園と放課後学童クラブについて、保育人材確保等安定した運営を続けるとともに、子育て世代の複雑な課題に対して行政や関係機関との連携を図りながら柔軟に対応できる体制を構築します。

地域住民による子育てサークルやこども食堂等、子育て世代へのボランティア活動等地域福祉活動への協力を図ることで、子育てしやすい環境づくりを推進します。

[主な事業]

- ・一戸町立こども園の受託運営
- ・放課後学童クラブの受託運営
- ・こども食堂や子育て世代へのボランティア活動等地域福祉活動への協力

第6章 計画の推進方策

本計画の推進のためには、町や社会福祉協議会のみならず、地域住民やボランティア、NPO、福祉や介護のサービス提供事業者等広範な主体が、それぞれ役割を持ちながら協働することにより、地域福祉の目標の実現に向けて地道に実践していくことが重要です。

地域の福祉課題を総合的に解決できるような仕組みづくりは、地域を取り巻く現状のなかでは困難な課題も多いものと考えられます。そのため、行政による福祉制度のみでなく、中・長期的に共に支えあう地域づくりをめざし、多くの住民の参加を得て多面的に取り組んでいくことが求められます。

1. マネジメントのあり方（計画の進捗管理）

本計画を効果的に推進するために目標を設定して進捗管理を行います。その達成に向けて計画的に取り組みを推進するためには、町、町社協、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者等が協働し、実践していくことが求められます。このような場合、関連する他の計画・施策との連携も図りつつ、全体をマネジメントする仕組みが必要となります。

本町では、医療や介護、福祉、地域に係る様々な関係職種の連携を図り、高齢者等に一体的にサービスが提供できる仕組みである地域包括ケアシステムの構築・発展を図るため、2014（平成26）年12月に戸町地域包括ケアシステム検討委員会を設置して、地域福祉を推進するための検討を重ねています。

本計画に基づく地域福祉の取り組みを効果的かつ継続的に推進していくために、この戸町地域包括ケアシステム検討委員会にて、毎年度、計画の進行管理及び達成状況等を共有化するとともに、町・町社協によって編成する事務局を中心として、計画の進捗状況の評価、見直しを行います。

なお、本計画の推進にあたっては、PDCA サイクル（PLAN（計画）→DO（実施）→CHECK（チェック・評価）→ACTION（改善））に基づく進捗管理の仕組みを位置づけ、毎年度のローリングの実施により、住民満足度や具体的成果を定期的に評価しつつ、選択と集中により、効果的かつ効率的な方法を検討していきます。

地域福祉計画は、高齢者、児童、障がい者等を対象とする各種個別計画との整合性を保ち、保健・医療・福祉及び生活関連分野との連携を図りながら推進します。したがって、町行政内部において、関係部局との情報の共有化を円滑に図るための仕組みをつくり、本計画と他の個別計画の計画期間を整理し、全体として、保健福祉総合計画としての性質を持たせることをめざします。

また、地域福祉活動を行う町社協との体制整備については、地域課題を共有しながら計画の実践、評価を行う必要があることから、計画の進行管理及び達成状況等の共有化を図ります。

2. 関連計画の施策との整合・連携

本計画の推進にあたっては、関連する個別計画との連携と、町、町社協、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者等が役割を分担し、関わりを持ちながら連携して推進することが重要となります。

(1) 地域福祉計画・地域福祉活動計画と総合計画及び個別計画

一戸町総合計画基本構想（2019～2026年度）を最上位計画とし、二戸地区広域行政事務組合第9期介護保険事業計画、第7期一戸町障がい福祉計画・第3期一戸町障がい児福祉計画、第2期一戸町子ども・子育て支援事業計画いちのへ子ども「夢」プラン、いちのへ健康づくりプラン等における施策との整合・連携を図りながら、地域におけるふれ合い、支え合いに重点を置き、各種制度の活用を図り、これらの個別計画で対応できない地域課題は、本計画において解決を図ります。

(2) 町、社会福祉協議会、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者の協働

本計画の基本理念である「誰もが互いに尊重し合い、安心して健康に暮らすことのできるまちづくり」を実現するため、町、町社協、地域住民、ボランティア、NPO、サービス提供事業者が本計画の目標を共有し、それぞれの役割を持ち、連携を図りながら取り組みを進めます。

3. 包括的な支援体制による事業の推進

(1) 連携・協働

地域福祉の推進のためには、多様な担い手が連携及び協働することが重要であるといわれています。連携とは同じ目的を持つ人同士(集団同士)がつながって協力して物事を行うことであり、また、協働とは共有している同じ目的を達成するために複数の人たち(集団組織)が協力して働くこととされます。つまり、いずれも目的を共有することから始まる協力関係の形といえます。様々な地域生活課題を持った住民の生活の質を向上させるためには、関係する人・機関が情報を共有することと併せて目的を確認し役割分担し一緒に取り組んでいくことが求められます。

本計画の推進にあたっては、地域福祉活動の推進の担い手がそれぞれの特徴を生かして協力していくため、一戸町地域包括ケアシステム検討委員会における進捗管理と併せ、一戸町在宅医療推進会議やNPO法人カシオペア医療介護支援センター等既存のネットワークを活用した仕組みづくりと関係づくりへの取り組みが重要となります。

(2) 町と社会福祉協議会との連携による事業の推進

社会福祉法において地域福祉の推進を担う団体に位置付けられている社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業の企画及び実施、普及、助成等地域に密着した様々な事業を実施しています。

本計画の基本理念、基本方針及び基本目標の達成に向け、地域福祉活動への住民参加をはじめ計画推進を図るため、大きな役割を担うことが期待されます。

「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は、基本理念、基本方針及び基本目標を共有し、地域福祉活動を一体的・包括的に推進することにしており、常に緊密に連携し計画の実現に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進の担い手に期待される主な役割

主体	主な役割
一戸町	町は、計画の基本理念に基づく基本目標等計画の実現に向けた具体的な事業の実施と、関係機関・団体との調整を行い、本計画を総合的に推進します。
一戸町社会福祉協議会	町社協は、地域福祉計画と一体的に策定する地域福祉活動計画の実現に向けて、具体的な取り組みを企画・立案し実施するとともに、啓発や地域福祉活動への助言・指導を行います。 また、地域福祉活動を行う住民と福祉関係者との連携を深める等、総合的な調整機能を積極的に担います。
サービス提供事業者	地域内にある社会福祉施設等のサービス提供事業者は、その専門的な技術や経験を生かしながら、地域にある問題を福祉的な観点から広く活動・支援をしていくことで、地域の福祉課題の解決に向けての役割が期待されています。 各施設・事業所では、独自の社会貢献や活動への支援が行われており、地域と連携した取り組みが期待されます。
町内会等の地域団体	町内会の会合の際に身の回りに関する困りごとを話題にしたり、地域福祉課題について講師を招いて座談会を開催したりする等の取り組みが望まれます。 また、地域でのつながりを活かした近隣での見守り活動や、関係団体、行政等との連携による地域のネットワークづくりと、日常的な福祉活動の実践が期待されます。
NPO	NPO（非営利活動団体）は、特定の課題や目的を持った組織として活動しており、高い専門性と独自のネットワークを持ち、また、柔軟な活動が可能であることから、人と人をつなぐ大きな力を持っています。 子育て支援や障がい者・高齢者支援等の専門分野では、関心のある住民をボランティアとして受け入れたりする等、参加の意識を高め先導する役割が期待されています。
ボランティア	ボランティアは、自主性（主体性）、社会性（連帯性）、無償性（無給性）等を原則として、自発的な意志に基づき他人や社会に貢献する行為またはそのような活動をする人とされています。地域福祉の向上には、このような貢献意識の高い住民の活動は不可欠となります。 本計画の推進には、当事者意識を持つ住民によるボランティア活動が担う役割とその効果は非常に大きいと考えます。
地域住民	互いに支え合う地域コミュニティ再生・強化の主体として、地域福祉活動へ自発的・積極的な参加が求められます。そして、自分たちでできることを具体的に考える機会として、ボランティア活動や研修会への参加が望まれます。 一人ひとりの小さな行動も輪が広がることで次第に大きな成果につながり、支え合う地域づくりに結びついていくことが期待されています。
民生委員・児童委員	民生委員・児童委員は、地域における住民にとっての身近な調整役としてその役割は大きなものがあり、援護が必要な人と、行政や社会福祉協議会等との橋渡しの役割も担っています。

	本計画の推進においては、地域の福祉支援者として、積極的な役割が期待されます。
小中学校等・公民館	小中学校等は、学校教育の一環として地域交流やボランティア活動を取り入れた福祉教育の推進により、児童生徒に対する福祉の心の醸成が期待されます。 また、生涯学習機関として重要な役割を担っている公民館は、福祉に関する様々な講座の開催により、生涯を通じて学習する機会を提供するとともに、地域住民の福祉意識の醸成を図ることが期待されます。
消防団	消防団とは、消防組織法に基づき各市町村に設置される非常備の消防組織です。常勤で消防業務に専念する消防職員に対し、消防団員は別の職業等に従事しつつ、火災や大規模災害の発生時に自宅や職場から現場へ駆けつけて消火活動や救助活動を行います。また、平常時には火災予防の啓発や応急手当の普及等の活動を行っています。 町内には5分団、24部、368名（2026（令和8）年1月1日現在）の消防団員がおり、地域において火災出動や水防出動、火災予防、防火訓練等で活躍しています。
自主防災組織	災害による被害を最小限にするためには地域住民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識を持つ互助の精神が大切です。そのためには、出火の防止、初期消火、災害情報の収集伝達、避難誘導、被災者の救出・救護、応急手当、給食・給水の実施等、地域単位の自主的防災活動が求められます。これらの役割を担う組織が自主防災組織となります。 町内の自主防災組織は、行政区や自治会、町内会をもとに結成されており、29団体（2026（令和8）年1月1日現在）が活動しています。災害時の活動だけではなく、平常時から地域内の安全点検や安否情報等を確認するための連絡網づくり、災害時に援護が必要となる方への支援体制づくり等に取り組んでいます。
保護司	保護司は、保護司法及び更生保護法に基づき法務大臣から委嘱を受けた非常勤の国家公務員で、犯罪や非行に陥った人の更生を任務としています。保護司の活動は大きく保護観察と生活環境調整に分けられ、犯罪や非行をした人たちが地域社会に復帰するために生活上の助言や就労の手助け等をしたり少年院や刑務所からの釈放後の帰住予定地の調査や引受人との話し合い等をしたりします。また、犯罪や非行を未然に防ぐとともに罪を犯した人の更生について理解を深めるために啓発活動を行っています。 二戸保護区（二戸市、軽米町、九戸村、一戸町）には32名（2026（令和8）年1月1日現在）の保護司がおり、保護観察官と一緒に地域における犯罪や非行防止のための活動を行っています。

資料編

【用語説明】

あ行

一戸町地域包括ケアシステム検討委員会（いちのへちょうちいきほうかつけあしすてむけんとういいんかい）

地域包括ケアシステムの構築を検討するため、2014（平成26）年12月に設置された委員会。病院、警察、消防、民生委員・児童委員、自主防災組織、老人クラブ、サロン代表者等で構成される。

一戸町訪問助け合いボランティアすける'S（いちのへちょうほうもんだすけあいぼらんていあすけるず）

2020（令和2）年度に活動を開始した、高齢者への生活支援、子育て世代や障がい者等支援を必要とする地域住民を対象とした住民ボランティア団体。

NPO 法人（えぬぴーおーほうじん）

特定非営利活動法人。営利を目的とせず、社会貢献活動を行う民間組織。

NPO 法人カシオペア権利擁護支援センター（えぬぴーおーほうじんかしおぺあけんりようごしえんせんたー）

二戸地域で権利擁護や成年後見制度の利用促進を行う中核機関。法人後見や相談支援、市民後見人養成等を実施している。

か行

介護支援専門員（かいごしえんせんもんいん）

ケアマネジャーとも呼ばれる。要介護者や要支援者が適切な介護サービスを受けられるよう、ケアプランを作成し、サービス事業者との調整を行う専門職。

介護予防（かいごよぼう）

高齢者が要介護状態になることを予防し、できる限り自立した生活を送れるよう支援する取り組み。

基幹相談支援センター（きかんそうだんしえんせんたー）

障がい者の相談支援を専門的に行う機関。地域の相談支援体制の強化や、相談支援事業者への助言・指導等を行う。

居宅サービス（きょたくさーびす）

自宅で受ける介護サービスの総称。訪問介護、訪問看護、通所介護（デイサービス）等が含まれる。

共助（きょうじょ）

介護保険や医療保険等、制度化された相互扶助の仕組み。

虐待防止（ぎゃくたいぼうし）

高齢者や障がい者、児童への虐待を防止する取り組み。早期発見・早期対応が重要とされる。

ケアマネジメント（けあまねじめんと）

利用者のニーズに応じて、適切な保健・医療・福祉サービスを総合的に提供するための援助技術。

権利擁護（けんりようご）

自己の権利を表明することが困難な人（認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等）の権利を守る取り組み。

公助（こうじょ）

税金を財源とした公的な支援。生活保護等が該当する。

互助（ごじょ）

地域住民同士の自発的な助け合い。ボランティア活動や近隣の支え合い等。

さ行

再犯の防止等の推進に関する法律（さいはんのぼうしとうのすいしんにかんするほうりつ）

再犯防止推進計画の策定根拠となる法律。地方公共団体に地方再犯防止推進計画の策定を努力義務としている。

シルバーリハビリ体操（しるばーりはびりたいそう）

高齢者の介護予防を目的とした体操。日常生活動作の維持・向上を図る。

シルリハー戸えがおの会（しるりはいちのへえがおのかい）

2019（令和元）年度に立ち上がった、シルバーリハビリ体操指導者による団体。定期活動のほか、地域のサロンへ出向いて活動を行っている。

自助（じじょ）

自分自身や家族で問題を解決すること。自分でできることは自分で行うという考え方。

施設サービス（しせつさーびす）

特別養護老人ホームや介護老人保健施設等の施設に入所して受ける介護サービス。

市民後見人（しみんこうけんじん）

一般市民が研修を受けて後見人となる制度。専門職後見人の不足を補う役割が期待されている。

社会資源（しゃかいしげん）

福祉サービスや施設、人材等、地域にある支援のための資源の総称。

社会福祉協議会（しゃかいふくしきょうぎかい）

社協（しゃきょう）とも呼ばれる。地域福祉活動の中核を担う民間組織。住民主体の福祉活動を推進する。

社会福祉法（しゃかいふくしほう）

地域福祉計画の策定根拠となる法律。第 107 条で市町村地域福祉計画の策定を努力義務としている。

障害支援区分（しょうがいしえんくぶん）

障がいの程度を示す区分。区分 1 から区分 6 まであり、数字が大きいほど支援の必要度が高い。

障害者総合支援法（しょうがいしゃそうごうしえんほう）

正式名称は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」。障がい者の自立支援や社会参加を促進するための法律。

障がい福祉サービス（しょうがいふくしさーびす）

障がい者の自立支援や社会参加を促進するサービス。訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等がある。

生活困窮者自立支援法（せいかつこんきゅうしゃじりつしえんほう）

生活困窮者の自立を支援するための法律。相談支援、就労支援、住居確保給付金等の支援を行う。

生活支援コーディネーター（せいかつしえんこーでいねーたー）

地域の生活支援サービスの開発や調整を行う専門職。高齢者の生活を支える地域づくりを推進する。

成年後見制度（せいねんこうけんせいど）

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、判断能力が不十分な方の権利を守る制度。法定後見と任意後見がある。

成年後見制度利用促進法（せいねんこうけんせいどりようそくしんほう）

正式名称は「成年後見制度の利用の促進に関する法律」。成年後見制度の利用促進を図るための法律。

生産年齢人口（せいさんねんれいじんこう）

15 歳以上 65 歳未満の人口。経済活動の中心となる年齢層。

精神障害者保健福祉手帳（せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう）

精神障がいのある人に交付される手帳。障がいの程度により 1 級から 3 級まである。

総合相談支援（そうごうそうだんしえん）

高齢者やその家族の様々な相談に対応する地域包括支援センターの業務。福祉、保健、医療等幅広い相談に対応する。

た行

ダブルケア（だぶるけあ）

育児と介護を同時に担う状態。晩婚化・晩産化により増加している。

地域ケア会議（ちいきけあかいぎ）

地域の支援体制を検討する会議。個別ケースの検討や地域課題の把握等を行う。

地域ケア個別会議（ちいきけあこべつかいぎ）

個別ケースを検討し、自立支援に向けた支援を行う会議。多職種が参加して支援方針を検討する。

地域共生社会（ちいききょうせいしゃかい）

年齢や障がいの有無、社会的立場に関わらず、すべての住民が地域で共に支え合いながら暮らしていく社会。

地域生活課題（ちいきせいかつかだい）

地域住民が日常生活を営む上で抱える課題。福祉、介護、子育て、生活困窮等多岐にわたる。

地域福祉活動計画（ちいきふくしかつどうけいかく）

社会福祉協議会が策定する、地域住民が主体となって地域福祉を推進するための行動計画。

地域福祉計画（ちいきふくしけいかく）

社会福祉法第 107 条に基づき市町村が策定する行政計画。地域福祉推進の理念や目標、体制等を定める。

地域包括ケアシステム（ちいきほうかつけあしすてむ）

医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される体制。高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう支援する仕組み。

地域包括支援センター（ちいきほうかつしえんせんたー）

高齢者の総合相談窓口。保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の 3 職種を配置し、総合相談、権利擁護、介護予防等の業務を行う。

地域密着型サービス（ちいきみっちゃくがたさーびす）

住み慣れた地域で利用できる小規模な介護サービス。認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、小規模多機能型居宅介護等がある。

中核機関（ちゅうかくきかん）

地域における権利擁護支援や成年後見制度の利用促進を行う中心的な相談支援機関として設置され、地域連携ネットワークが地域の権利擁護を果たすように主導します。

チームオレンジ（ちーむおれんじ）

認知症サポーターが中心となり、認知症の人や家族を支援するチーム。地域での見守りや生活支援を行う。

通所型サービス（つうしょうがたさーびす）

デイサービス等、施設に通って受ける介護サービス。

な行

日常生活自立支援事業（にちじょうせいかつじりつしえんじぎょう）

認知症、知的障がい、精神障がい等の理由で判断能力が十分ではない人が地域において自立した生活を送れるように支援するための事業で、福祉サービスを利用するための援助や日常的な金銭管理サービス、大切な書類等の預かりサービスを行う。

二戸地域自立支援協議会（にのへちいきじりつしえんきょうぎかい）

障がい者の地域生活を支援するための関係機関のネットワーク。相談支援事業者、福祉サービス事業者、行政等で構成される。

二戸地区広域行政事務組合（にのへちくこういきぎょうせいじむくみあい）

二戸地域の市町村が共同で介護保険事業等を運営する組織。

認知症ケアパス（にんちしょうけあぱす）

認知症の進行に応じた適切なサービスの流れを示したもの。認知症の人や家族が今後の見通しを持てるよう支援する。

認知症カフェ（にんちしょうかふえ）

認知症の人や家族、地域住民が気軽に集まり交流できる場。情報交換や相談もできる。

認知症基本法（にんちしょうきほんぽう）

正式名称は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」。認知症の人が尊厳を保ちながら希望を持って暮らせる社会の実現を目指す法律。

認知症サポーター（にんちしょうさぽーター）

認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者。養成講座を受講することで誰でもなれる。

認知症施策推進計画（にんちしょうしさをくすいしんけいかく）

認知症基本法に基づき策定する計画。認知症の人や家族を支援する施策を計画的に推進する。

認知症初期集中支援チーム（にんちしょうしよきしゅうちゅうしえんちーむ）

認知症の早期診断・早期対応を行う専門職チーム。医師、保健師、社会福祉士等で構成される。

認知症地域支援推進員（にんちしょうちいきしえんすいしんいん）

認知症の人が地域で暮らし続けられるよう支援する専門職。医療・介護の連携や地域づくりを推進する。

は行

包括的支援体制（ほうかつてきしえんたいせい）

複合化・複雑化した課題に対応するため、分野を超えて包括的に支援する体制。属性や世代を問わず相談を受け止める。

法人後見（ほうじんこうけん）

NPO 法人等が後見人となる制度。個人後見に比べて安定的・継続的な支援が可能。

8050 問題（はちまるごーまるもんだい）

80 代の親が 50 代の引きこもりの子を支える問題。親の高齢化により、経済的・身体的な支援が困難になるケースが増加している。

ま行

民生委員・児童委員（みんせいいいん・じどういいん）

厚生労働大臣から委嘱され、地域住民の福祉向上のために活動するボランティア。地域の見守りや相談支援等を行う。

や行

ヤングケアラー（やんぐけあらー）

家族の介護や世話を担う18歳未満の子ども。学業や友人関係に影響が出るケースもあり、支援が必要とされている。

要介護認定（ようかいごにんてい）

介護が必要な状態かどうかを判定する制度。要介護1から要介護5まであり、数字が大きいほど介護の必要度が高い。

要支援認定（ようしえんにんてい）

支援が必要な状態かどうかを判定する制度。要支援1と要支援2がある。

ら行

療育手帳（りょういくてちょう）

知的障がいのある人に交付される手帳。障がいの程度により区分される。